

2002年定期国会報告資料

# 特殊教育年次報告書

2002. 9

本年次報告書は特殊教育振興法第9条の規定により特殊教育に関する施策とその推進内容を収録し、2002年度定期国会に提出するために作成した。

韓国教育人的資源部

翻訳：国立特殊教育総合研究所情報教育研究部 大杉成喜

## 目次

<b>I. 特殊教育の概要</b>	1
1. 特殊教育の定義	1
2. 特殊教育関連法令	1
3. 特殊教育状況	1
<b>II. 2002年度状況および推進実績</b>	3
1. 特殊教育対象者の教育機会拡大	3
2. 統合教育充実基盤創成	19
3. 教育課程運営の効率化	27
4. 特殊教育研究強化および情報化体制構築	39
5. 特殊教育支援体制強化	43
<b>III. 今後の特殊教育推進計画</b>	52
1. 統合教育環境で学校教育機会保障	52
2. 教育方法の多様化および改善を通じた特殊教育の質の向上	60
3. 教員の特殊教育責務性および専門性向上	68
4. 特殊教育伝達および支援体制の再構築	71
付録: 市・道別推進実績（割愛）	

## 表目次

〈表1 - 1〉	特殊教育関連法令	1
〈表1 - 2〉	特殊学校状況	2
〈表1 - 3〉	特殊学級状況	2
〈表1 - 4〉	特殊教育対象者一般学級配置状況	2
〈表2 - 1〉	年度別特殊学校数	4
〈表2 - 2〉	2002年度新設特殊学校状況	4
〈表2 - 3〉	設立別・障害領域別特殊学校数	4
〈表2 - 4〉	地域別障害領域別特殊学校数	5
〈表2 - 5〉	地域別・設立別特殊学校数	5
〈表2 - 6〉	年度別特殊学級数	6
〈表2 - 7〉	地域別・学校課程別特殊学級数	6
〈表2 - 8〉	地域別・運営形態別特殊学級数	7
〈表2 - 9〉	年度別特殊学校学生数	8
〈表2 - 10〉	設立別障害領域別特殊学校学生数	9
〈表2 - 11〉	地域別障害領域別特殊学校学生数	10
〈表2 - 12〉	地域別設立別特殊学校学生数	10
〈表2 - 13〉	地域別学校課程別特殊学校学生数	11
〈表2 - 14〉	年度別特殊学級学生数	11
〈表2 - 15〉	地域別・学校課程別特殊学級学生数	12
〈表2 - 16〉	学校課程別一般学校配置特殊教育対象者数	13
〈表2 - 17〉	幼児特殊教育機関状況	14
〈表2 - 18〉	幼児特殊教育機関学生状況	14
〈表2 - 19〉	特殊学校巡回教育状況	15
〈表2 - 20〉	特殊学級巡回教育状況	15
〈表2 - 21〉	特殊学校専攻科設置状況	16
〈表2 - 22〉	特殊学校(級)高等学校課程卒業生進学状況	17
〈表2 - 23〉	年度別特殊教育対象者特別選考大学入学状況	18
〈表2 - 24〉	統合学級設置学校数および学級数	20
〈表2 - 25〉	市・道別統合教育試験学校	21
〈表2 - 26〉	学校課程別特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置状況	22
〈表2 - 27〉	市・道別特殊学級設置学校障害学生便宜施設設置状況	23
〈表2 - 28〉	市・道別特殊学校障害学生便宜施設設置状況	23
〈表2 - 29〉	大学障害学生便宜施設設置状況	24
〈表2 - 30〉	市・道別統合教育担当教員研修実績	25
〈表2 - 31〉	市・道別統合学級担当教師昇進加算点付与状況	26
〈表2 - 32〉	市・道別特殊学校教育課程研修実績	27
〈表2 - 33〉	市・道別特殊教育補助員活用状況	28
〈表2 - 34〉	2001学年度特殊学校高等部卒業生就職状況	30
〈表2 - 35〉	特殊学校職業教育担当教師研修支援計画	31
〈表2 - 36〉	2002年特殊学校治療教育教師状況	32
〈表2 - 37〉	特殊教員養成大学定員状況	34
〈表2 - 38〉	特殊教育大学院状況	35
〈表2 - 39〉	特殊教育関連専攻設置教育大学院状況	36
〈表2 - 40〉	2002年特殊教育担当教員研修状況および実績	37
〈表2 - 41〉	2001年度国立特殊教育院研究実績	39
〈表2 - 42〉	2002年度国立特殊教育院研究事業計画	40

〈表2 - 43〉	2002年度特殊教育学術会開催推進実績	40
〈表2 - 44〉	2002年度障害者教育福祉情報センター遠隔特殊教育放送実績	41
〈表2 - 45〉	インターネット運営実績	42
〈表2 - 46〉	特殊教育条件改善事業費支援実績	44
〈表2 - 47〉	特殊教育支援センター設置状況	45
〈表2 - 48〉	年度別教育人的資源部予算特殊教育費	47
〈表2 - 49〉	年度別特殊教育対象者1人当り特殊教育費	47
〈表2 - 50〉	年度別私立特殊学校に対する財政支援状況	48
〈表2 - 51〉	特殊学校校地状況	49
〈表2 - 52〉	特殊学校教師用途別面積状況	50
〈表2 - 53〉	特殊学校冷暖房面積状況	50
〈表2 - 54〉	特殊学校エネルギー使用状況	51
〈表2 - 55〉	特殊学校主要教具状況	51
〈表3 - 1〉	年度別特殊学校増設計画	55
〈表3 - 2〉	特殊学校(級)学級当たり平均学生数	55
〈表3 - 3〉	各級学校状況	57

## 目次

〈図2 - 1〉	設立別・障害領域別特殊学校数	4
〈図2 - 2〉	年度別特殊学校学生数	8
〈図2 - 3〉	設立別・障害領域別特殊学校学生数	9
〈図2 - 4〉	年度別特殊学級学生数	12

# I. 特殊教育の概要

## 1. 特殊教育の定義

- 特殊教育とは特殊教育対象者の特性に適していた教育課程・教育方法および教育メディアなどを通じ、教科教育・治療教育および職業教育などを実施することをいう(特殊教育振興法第2条第1号)

## 2. 特殊教育関連法令

- 特殊教育は憲法, 教育基本法, 初・中等教育法, 特殊教育振興法, 特殊学校施設・設備基準令などの法令が定めた規定により実施されている。

<表1 - 1> 特殊教育関連法令

法令	関連条項
憲法	第31条
教育基本法	第3条(学習権), 第4条(教育の機会均等), 第8条(義務教育), 第18条(特殊教育)
初・中等教育法	第2条(学校の種類), 第21条(教員の資格), 第55条(特殊学校), 第56条(専攻科の設置), 第57条(特殊学級), 第58条(学歴の認定), 第59条(統合教育)
初・中等教育法施行令	第40条(特殊学校の教職員), 第43条(教科), 第45条(授業日数), 第57条(分校長), 第58条(国・公立学校運営委員会の構成), 第63条(私立学校の運営委員会)
特殊教育振興法	全体
特殊教育振興法施行令	全体
特殊教育振興法施行規則	全体
特殊学校施設・設備基準令	全体

## 3. 特殊教育状況

- 特殊教育対象者の初等学校および中学校課程教育は義務教育で、幼稚園および高等学校課程教育は無償教育である(特殊教育振興法第5条第1項)
- 2002年4月1日現在、全国136の特殊学校と3,108の幼・初・中・高等学校に設置された3,953特殊学級および一般学級で54,470人の特殊教育対象者が特殊教育を受けている
- 特殊教育担当教員は特殊学校教員4,986人と特殊学級担当教員3,968人で計8,954人である

<表1 - 2>

特殊学校状況

(2002. 4. 1現在)

設立別	学校数	学級数	学生数	教員数
国立	5	142	1,240	303
公立	44	1,114	9,419	1,999
私立	87	1,539	13,617	2,684
計	136	2,796	24,276	4,986

<表1 - 3>

特殊学級状況

(2002. 4. 1現在)

課程別	学校数	学級数	学生数	教員数
幼稚園	66	77	340	77
初等学校	2,364	3,043	20,558	3,040
中学校	592	688	4,540	693
高等学校	86	145	1,487	158
計	3,108	3,953	26,925	3,968

<表1 - 4>

特殊教育対象者一般学級配置状況

(2002. 4. 1現在)

区分	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
学生数	59	1,521	776	913	3,269

## Ⅱ. 2002年度状況および推進実績

### 1. 特殊教育対象者の教育機会拡大

#### 1) 特殊教育対象者の完全進学と学習権保障

##### (1) 特殊教育機関の設立

###### □関連法規

- 特殊教育機関とは特殊教育対象者に特殊教育を提供するため幼稚園・初等学校・中学校または高等学校(専攻科含む)課程を教育する特殊学校および特殊学級をいう(特殊教育振興法第2条第3号)
- 特殊学校は身体的・精神的・知的障害などにより、特殊教育を必要とする者に幼稚園・初等学校・中学校または高等学校に準ずる教育と実生活に必要な知識・機能および社会適応教育をすることを目的とする(初・中等教育法第55条)
- 特殊学級とは特殊教育対象者に統合教育を実施するため、高等学校以下の各級学校に設置された学級であり、その能力により全日制・時間制・特別指導・巡回教育等で運営される学級をいう(特殊教育振興法第2条第4号)
- 地方自治体はその所轄区域内の義務教育対象者全員を進学させるのに必要な初等学校および中学校と初等学校および中学校の課程を教育する特殊学校を設立・運営する(初・中等教育法第2条第2項)

###### □状況および推進実績

- 特殊学校状況
  - 2002年4月現在全国の特殊学校数は136校で特殊学校創生期の'62年の10校に比べ13倍、特殊教育振興法の制定直後の'79年の53校に比べ2.6倍程度増加した

〈表2 - 1〉 年度別特殊学校数

(単位:校)

年度	62	67	72	77	82	87	92	97	2000	2001	2002
学校数	10	22	38	51	65	95	103	114	129	134	136

- 2002年に増設された特殊教育機関はソウルキョンウン学校(幼・初・中・高等学校課程13学級)と全北宥和学校(幼稚園課程5学級)の2校である

〈表2 - 2〉 2002年度新設特殊学校状況

(単位:学級)

学校名	設立別	障害領域別	学級数					地域
			幼	初	中	高	計	
ソウルキョンウン学校	公立	知的障害	1	6	3	3	13	ソウル
全州宥和学校	公立	知的障害	5	・	・	・	5	全羅北道



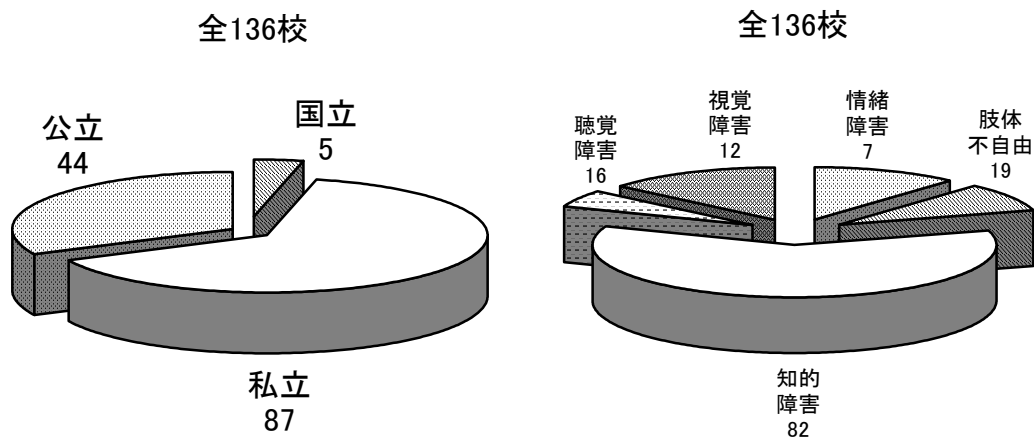
- 特殊学校の設立別区分は国立5校，公立44校，私立87校で私立学校比率が全体の63.9%である
- 特殊学校の障害領域別区分は視覚障害学校12校，聴覚障害学校16校，知的障害学校82校，肢体不自由学校19校，情緒障害学校7校で知的障害学校が全体の60.2%である

<表2 - 3>

設立別・障害領域別特殊学校数

(単位：校)

区分	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	小計
国立	1	1	1	1	1	5
公立	2	4	31	6	1	44
私立	9	11	50	12	5	87
合計	12	16	82	19	7	136



「図 2 - 1」 設立別・障害領域別特殊学校数

- 特殊学校の地域別区分はソウル29校，釜山10校，大邱8校，仁川6校，光州5校，大田4校，蔚山2校，京畿23校，江原5校，忠北9校，忠南5校，全北8校，全南7校，慶北7校，慶南5校，済州2校である

<表2 - 4>

地域別障害領域別特殊学校数

(単位：校)

市道	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計
ソウル	2	4	15	5	3	29
釜山	1	1	7	1	-	10
大邱	1	1	3	2	1	8
仁川	1	1	3	1	-	6
光州	1	1	2	1	-	5
大田	1	-	2	1	-	4
蔚山	-	1	1	-	-	2
京畿	-	2	19	1	1	23
江原	1	1	3	-	-	5
忠北	2	1	2	3	1	9
忠南	-	-	5	-	-	5
全北	1	1	5	2	-	8
全南	1	1	5	-	-	7
慶北	-	-	6	-	1	7
慶南	-	1	3	1	-	5
済州	-	-	1	1	-	2
計	12	16	82	19	7	136

※障害領域別区分は主な障害領域

- 特殊学校はソウル特別市と京畿道の場合、国・公・私立特殊学校が設置・運営されており、釜山・大邱・仁川・光州・大田等には公・私立特殊学校が設置・運営されている。蔚山広域市では私立特殊学校のみ設置・運営されている

<表2 - 5>

地域別・設立別特殊学校数

(単位：校)

市・道	国立	公立	私立	計
ソウル	3	7	19	29
釜山	-	5	5	10
大邱	-	2	6	8
仁川	-	2	4	6
光州	-	2	3	5
大田	-	2	2	4
蔚山	-	-	2	2
京畿	2	2	19	23
江原	-	4	1	5
忠北	-	2	7	9
忠南	-	3	2	5
全北	-	4	5	9
全南	-	2	5	7
慶北	-	2	5	7
慶南	-	4	1	5
済州	-	1	1	2
計	5	44	44	136

## 特殊学級状況

- 1971年から設置・運営され始めた特殊学級は2002年4月現在3,953学級で2001年より107学級(幼稚園12学級, 初等学校61学級, 中学校8学級, 高等学校26学級)増加した

<表2 - 6>

年度別特殊学級数

(単位:学級)

年度	71	76	80	85	90	95	2000	2001	2002
学級数	1	350	355	1,601	3,181	3,440	3,802	3,846	3,953

- 特殊学級は学校課程別に幼稚園77学級, 初等学校3,043学級, 中学校688学級, 高等学校145学級で初等学校課程の特殊学級が全体特殊学級の76.9%を占める
- 地域別では済州以外のすべての市・道に幼稚園, 初等学校, 中学校, 高等学校課程の特殊学級が各々設置運営されている

<表2 - 7>

地域別・学校課程別特殊学級数

(単位:学級)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	22	500	172	32	726
釜山	7	317	43	6	373
大邱	2	149	26	8	185
仁川	9	170	24	14	217
光州	3	62	12	4	81
大田	2	66	9	5	82
蔚山	3	33	10	4	50
京畿	7	423	81	36	547
江原	3	163	27	3	196
忠北	2	112	51	6	171
忠南	3	216	54	8	281
全北	2	134	30	1	167
全南	7	211	63	10	291
慶北	2	243	36	3	284
慶南	3	209	39	3	254
済州	0	35	11	2	48
計	77	3,043	688	145	3,953

- 特殊学級は運営形態別に全日制94学級, 時間制3,685学級, 巡回学級174学級で時間制特殊学級が全体特殊学級の93.2%を占める
- 地域別に大邱・光州・慶北・済州はすべての特殊学級を時間制で運営していて, 釜山・蔚山・京畿・忠北・忠南・全南・慶南は一部特殊学級を巡回学級で運営している

<表2 - 8>

地域別・運営形態別特殊学級数

(単位:学級)

市・道	全日制	時間制	巡回学級	計
ソウル	2	724	-	726
釜山	7	354	12	373
大邱	-	185	-	185
仁川	22	195	-	217
光州	-	81	-	81
大田	2	80	-	82
蔚山	5	44	1	50
京畿	31	459	57	547
江原	-	196	-	196
忠北	5	118	48	171
忠南	11	258	12	281
全北	1	166	-	167
全南	-	265	26	291
慶北	-	284	-	284
慶南	8	228	18	254
済州	-	48	-	48
計	94	3,685	174	3,953

□ 今後の課題

- すべての特殊教育対象者の学校教育機会拡大のため、地域別均衡的な特殊学校を新設
- すべての特殊教育対象者の教育権保障のため、障害領域別特殊学校の不均衡を解消
- 特殊教育対象者の学校課程別教育関連性保障のため、幼・中・高等学校特殊学級を増設
- 特殊学級運営形態の転換を通じた特殊教育対象者の統合教育機会拡大および一般学級内特殊教育対象者を支援拡大

## (2) 障害学生の進学機会拡大

### □関連法規

- 特殊教育対象者に対する初等学校および中学校課程の教育はこれを義務教育とし、幼稚園および高等学校課程の教育はこれを無償とする(特殊教育振興法第5条第1項)
- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊教育対象者の進学指導などの業務を遂行する(特殊教育振興法第3条第3号)
- 国および地方自治体は国公立の特殊教育機関の収容施設が不足したり特殊教育対象者の教育を促進するため必要な場合には、私立の特殊教育機関にその教育を委託できる(特殊教育振興法第7条)
- 教育人的資源副長官または教育委員長は法第7条の規定により、私立の特殊教育機関にその教育を委託する場合には学年度開始10月までに教育対象者数、教育年限などについて割り当て、特殊教育機関の長が協議すること(特殊教育振興法施行令第6条第1項)

### □状況および推進実績

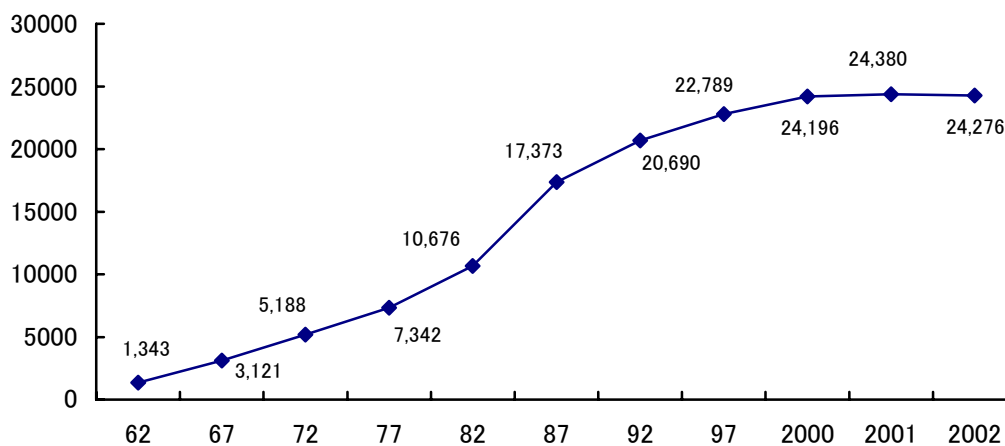
- 特殊学校学生状況
  - 2002年4月現在特殊学校の在学学生は24,276人で2001年度の24,380人に比べ、104人減少した
  - 特殊学校の学生数減少は特殊教育の全世界的な傾向である統合教育拡大により、一般学校特殊学級と一般学級配置を希望する特殊教育対象者の増加が原因である

〈表 2・9〉 年度別特殊学校学生数

(単位：名)

年度	62	67	72	77	82	87	92	97	2000	2001	2002
学生数	1,343	3,121	5,188	7,342	10,679	17,373	20,690	22,789	24,196	24,380	24,276

(学生数：名)



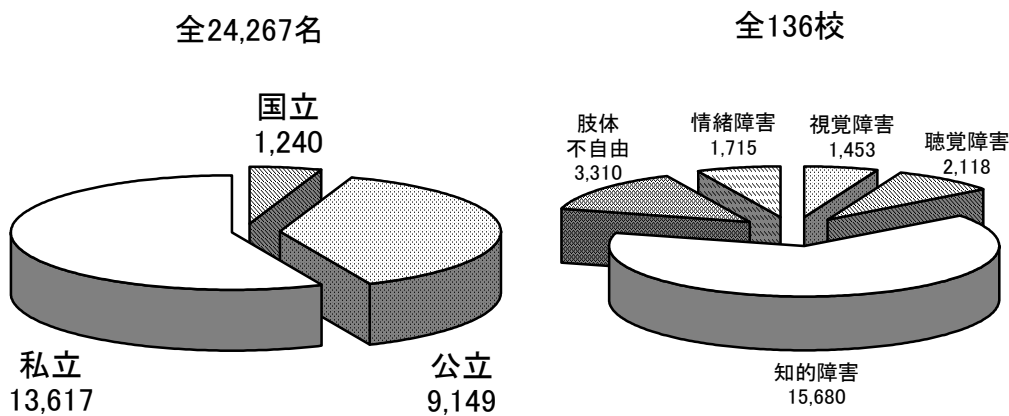
「図 2・2」 年度別特殊学校学生数

- 設立別特殊学校の学生数は国立学校1,240人、公立学校9,419人、私立学校13,617人で私立特殊学校の学生比率が全体の56.1%である。
- 障害領域別特殊学校の学生数は視覚障害学校1,453人、聴覚障害学校2,118人、知的障害学校15,680人、肢体不自由学校3,310人、情緒障害学校1,715人で知的障害学校の学生比率が全体の64.6%である。

〈表 2 - 10〉 設立別障害領域別特殊学校学生数

(単位：名)

区分	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	小計
国立	301	206	407	168	158	1,240
公立	242	381	7,050	1,486	260	9,419
私立	910	1,531	8,223	1,656	1,297	13,617
計	1,453	2,118	15,680	3,310	1,715	24,276



「図 2 - 3」 設立別・障害領域別特殊学校学生数

- 地域別・障害領域別特殊学校設立分布では学生の障害領域別構成比率の差が大きい
- 蔚山・慶北・慶南などの場合特殊学校の学生のうち特定障害領域の視覚障害や情緒障害学生が集計されていない理由は彼らが他の市・道教育庁で委託教育を受けているためである

<表 2 - 11>

地域別障害領域別特殊学校学生数

(単位：名)

市・道	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計
ソウル	427	694	2,889	960	558	5,528
釜山	110	163	1,060	387	70	1,790
大邱	112	92	722	364	200	1,490
仁川	110	126	907	108	0	1,251
光州	86	87	531	216	0	920
大田	118	76	552	129	0	875
蔚山	0	91	343	34	3	471
京畿	8	91	2,986	282	238	3,605
江原	97	62	662	56	3	880
忠北	236	217	498	223	255	1,429
忠南	1	2	749	39	26	817
全北	51	147	796	146	44	1,184
全南	85	93	743	48	9	978
慶北	0	103	1,302	72	200	1,677
慶南	0	54	705	190	72	1,021
済州	12	20	235	56	37	360
計	1,453	2,118	15,680	3,310	1,715	24,276

- 地域別の私立特殊学校の学生比率はソウル59.9%、釜山32.7%、大邱65.9%、仁川43.5%、光州42.3%、大田60.5%、蔚山100%、京畿72.6%、江原12%、忠北75.4%、忠南18.6%、全北50.9%、全南64.2%、慶北73.3%、慶南16.3%、済州61.4%である。

<表 2 - 12>

地域別設立別特殊学校学生数

(単位：名)

市・道	国立	公立	私立	計
ソウル	675	1,537	3,316	5,528
釜山	-	1,204	586	1,790
大邱	-	508	982	1,490
仁川	-	707	544	1,251
光州	-	531	389	920
大田	-	346	529	875
蔚山	-	-	471	471
京畿	565	423	2,617	3,605
江原	-	774	106	880
忠北	-	351	1,078	1,429
忠南	-	665	152	817
全北	-	581	603	1,184
全南	-	350	628	978
慶北	-	448	1,229	1,677
慶南	-	855	166	1,021
済州	-	139	221	360
計	1,240	9,419	13,617	24,276

- 学校課程別特殊学校の学生は幼稚部1,410人(5.8%)、初等学校9,927人(40.9%)、中学校6,040人(24.9%)、高等学校6,899人(28.4%)で初等学校課程の学生が全体の40.9%を占める

- 地域別特殊学校の学生はソウル5,528人(22.8%), 釜山1,790人(7.4%), 大邱1,490人(6.1%), 仁川1,251人(5.2%), 光州920人(3.8%), 大田875人(3.6%), 蔚山471人(1.9%), 京畿3,605人(14.8%), 江原880人(3.6%), 忠北1,429人(5.9%), 忠南817人(3.4%), 全北1,184人(4.9%), 全南978人(4.0%), 慶北1,677人(6.9%), 慶南1,021人(4.2%), 済州360人(1.5%)でソウルと京畿道の特殊学校学生が全体の37.6%を占める

<表 2 - 13>

地域別学校課程別特殊学校学生数

(単位：名)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	435	2,139	1,401	1,553	5,528
釜山	155	665	424	546	1,790
大邱	38	686	357	409	1,490
仁川	36	608	330	277	1,251
光州	46	413	217	216	471
大田	27	330	202	316	875
蔚山	34	194	117	126	471
京畿	254	1,446	939	966	3,605
江原	30	378	222	250	880
忠北	118	592	311	408	1,429
忠南	41	327	222	227	817
全北	55	531	264	334	1,184
全南	42	389	241	306	978
慶北	61	656	434	526	1,677
慶南	20	408	269	324	1,021
済州	18	165	90	87	360
計	1,410	9,927	6,040	6,899	24,276

○ 特殊学級学生状況

- 2002年4月現在特殊学級の学生数は26,925人で2001年度の26,627人に比べ110人増加
- 特殊学級学生数の増加は統合教育の拡散傾向により特殊学校より一般学生達と共に生活・学習できる特殊学級配置を希望する学生達が増えているためである

<表 2 - 14>

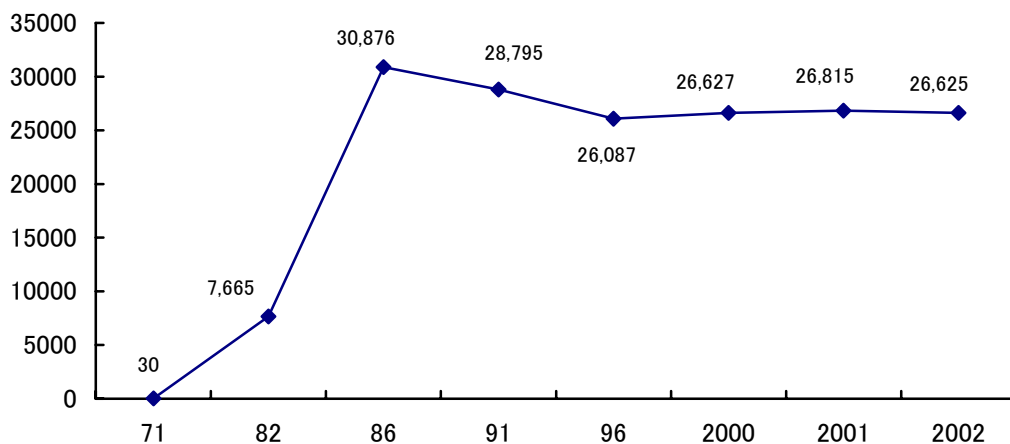
年度別特殊学級学生数

(単位：名)

年度	71	82	86	91	96	2000	2001	2002
学生数	30	7,665	30,876	28,795	26,087	26,627	26,815	26,925



(学生数:名)



「図 2 - 4」 年度別特殊学級学生数

- 学校課程別特殊学級の学生数は幼稚園340人，初等学校20,558人，中学校4,540人，高等学校1,487人で初等学校課程の学生が全体の84.6%を占める

<表 2 - 15>

地域別・学校課程別特殊学級学生数

(単位:名)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	81	3,613	1,048	377	5,119
釜山	30	2,316	275	59	2,680
大邱	9	1,128	214	102	1,453
仁川	43	1,316	192	163	1,714
光州	13	375	100	35	523
大田	9	486	81	35	611
蔚山	13	215	76	38	342
京畿	37	3,098	604	350	4,089
江原	14	835	114	17	980
忠北	4	638	319	73	1,034
忠南	16	1,406	341	87	1,850
全北	11	818	206	5	1,040
全南	34	1,264	429	81	1,808
慶北	11	1,425	231	22	1,689
慶南	15	1,375	241	18	1,649
済州	0	250	69	25	344
計	340	20,558	4,540	1,487	26,925

○ 一般学級特殊教育対象者状況

- 2002年4月現在，一般学級に配置された特殊教育対象者は幼稚園59人，初等学校1,521人，中学校776人，高等学校913人計3,269人で2001年より568人増加した

〈表 2 - 16〉 学校課程別一般学校配置特殊教育対象者数

(単位：名)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	37	187	425	357	1,006
釜山	0	55	20	11	86
大邱	0	0	0	150	150
仁川	0	0	0	23	23
光州	0	27	8	0	35
大田	0	0	0	0	0
蔚山	0	24	6	17	47
京畿	0	185	52	33	270
江原	3	17	10	0	30
忠北	1	14	13	132	160
忠南	5	47	38	6	157
全北	12	494	139	5	650
全南	0	67	33	91	191
慶北	1	355	13	24	396
慶南	0	10	6	1	17
済州	0	39	10	2	51
計	59	1,521	776	913	3,269

□ 今後の課題

- 特殊教育対象者の初・中等特殊教育の関連性保障のため、幼稚園および中・高等学校特殊学級増設
- 統合教育の傾向により増大している一般学級に配置された特殊教育対象者支援対策の樹立
- 家庭・病院・施設内障害児童の在宅巡回教育強化および学校教育機会拡大提供対策の樹立

## 2) 幼児特殊教育機会の拡大

### □関連法規

- 国家および地方自治体は障害を持った幼児に対する幼稚園課程の教育を促進するため、障害の早期発見、教員養成、教育施設・設備の拡充など早期特殊教育に必要な施策を講じる(特殊教育振興法第8条)

### □状況および推進実績

- 2002年4月現在幼児特殊教育機関は幼稚園課程のみ運営する特殊学校11校56学級、特殊学校幼稚部120校270学級、幼稚園特殊学級66校77学級。2001年に比べ、幼稚園課程のみ運営する特殊学校1校5学級、特殊学校幼稚部3校3学級、幼稚園特殊学級12学級を増設

<表 2 - 17>

幼児特殊教育機関状況

(単位：校，学級)

区分	幼稚園課程 特殊学校	特殊学校 幼稚部	幼稚園 特殊学級	計
設置学校数	11	120	66	197
設置学級数	56	270	77	403

- 2002年4月現在、幼児特殊教育を受けている特殊教育対象者は幼稚園課程のみ運営する特殊学校310人、特殊学校幼稚部1,100人、幼稚園特殊学級340人、幼稚園一般学級59人など1,809人で2001年に比べ60人増加

<表 2 - 18>

幼児特殊教育機関学生状況

(単位：名)

区分	幼稚園課程 特殊学校	特殊学校 幼稚部	幼稚園 特殊学級	幼稚園 一般学級	計
学生数	310	1,100	340	59	1,809

### □今後の課題

- 障害の早期発見・選別および配置のための障害幼児の早期発見および診断体系の確立
- 幼稚園特殊学級等の教育対象幼児の無償教育支援の拡大

### 3) 障害類型と程度に適した教育機会の提供

#### (1) 在宅障害児童および障害者施設内巡回教育の強化

##### □関連法規

- 学令期が過ぎて教育を受けられずにいる特殊教育対象者のため、巡回教育を実施するなど教育を実施に必要な対策を講じること(特殊教育振興法第14条第2項)

##### □状況および推進実績

- 2002年4月現在特殊学校は家庭訪問巡回学級58学級318人、施設訪問巡回学級17学級142人、派遣学級65学級542人の学生など計140学級1,002人の重度・重複障害学生を対象に巡回教育を実施している

<表 2 - 19>

特殊学校巡回教育状況

(単位:学級, 名)

区分	学級数	学生数	教師数
家庭訪問	58	318	74
施設訪問	17	142	18
派遣学級	65	542	70
計	140	1,002	162

- 2002年4月現在、特殊学級は在宅巡回学級62学級365人、機関巡回学級112学級740人など計174学級1,105人の重度・重複障害学生を対象に巡回教育を実施している

<表 2 - 20>

特殊学級巡回教育状況

(単位:学級, 名)

区分	学級数	学生数
在宅巡回	62	365
機関巡回	112	740
計	174	1,105

##### □今後の課題

- 重度・重複障害のため移動が困難な家庭・病院・施設の障害児童の学校教育提供のための支援方案を用意
- 就学猶予障害児童の学校教育提供のための特殊学校(級)増設および巡回教育の強化

## (2) 特殊学校専攻科の設置

### □関連法規

- 高等学校課程を設置した特殊学校に当たる課程の卒業生(高等学校の特殊学級卒業生を含む)に専門技術教育をするために授業年限が1年以上の専攻科をおける(初・中等教育法第56条)
- 高等学校課程を設置した特殊教育機関には専門技術教育を実施するため、授業年限1年以上の専攻科をおける(特殊教育振興法第21条第1項)

### □状況および推進実績

- 2002年4月現在、専攻科設置特殊学校は視覚障害学校4校、聴覚障害学校1校、知的障害学校20校、肢体不自由学校1校、情緒障害学校3校など計29校である
- 2002年、専攻科を設置した特殊学校は2001年に比べ、視覚障害学校と情緒障害学校は各々1校ずつ増加したが、知的障害学校と聴覚障害学校は各々1校ずつ減少した
- 2002年4月現在、特殊学校専攻科に在学している特殊教育対象者は視覚障害学校93人、聴覚障害学校35人、知的障害学校603人、肢体不自由学校44人、情緒障害学校33人、計808人で2001年度に比べて、4人減少した

〈表 2 - 21〉

特殊学校専攻科設置状況

(単位：校，学級，名)

障害別	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計
学校数	4	1	20	1	3	29
学級数	9	4	50	1	5	69
学生数	93	35	603	44	33	808

### □今後の課題

- 特殊学校専攻科学生を含む特殊教育対象者の移行課程支援拡大を通じた社会適応力の向上
- 専攻科運営のための障害学生の適性職種および職業教育モデルの開発・普及
- 特殊学校専攻科運営の効率化および障害学生の成人生活への移行のための労働部など関連部署および関連機関との協力体制の構築

### (3) 障害学生大学教育状況

#### □関連法規

- 特殊教育振興法第10条の規定により特殊教育対象者が大学に入学する場合にはその定員を別に設定する(高等教育法施行令第29条)
- 特殊教育振興法第10条により特殊教育対象者に選ばれた者が高等学校課程以上の各級学校に進学を希望する場合には、学校の長がこれを選定する(特殊教育振興法第10条第2項)

#### □状況

- 障害学生の大学教育機会拡大および職業リハビリを図るため1995学年度から特殊教育対象者大学入学特別選考制度が実施されている
- 2002年3月京畿道，平沢（ピョンテク）市，長安洞（チャンアンドン）に障害学生と一般学生の統合教育のための韓国リハビリ福祉大学(アニメーション科など10学科，入学定員250人)が開校
- 2002年度4月現在特殊学校および特殊学級高等部卒業生2,358人の進学率は，特殊学校卒業生33.3%，特殊学級卒業生8.5%であり，高等学校課程の特殊学校および特殊学級卒業生うち大学に進学した学生は計170人である

〈表 2 - 22〉 特殊学校および特殊学級高等学校課程卒業生進学状況  
(単位：名，%)

市・道	卒業生数			進学者数									進学率	
				専攻科		専門大学		大学		計				
	特殊学校	特殊学級	計	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	小計	特殊学校	特殊学級
ソウル	427	74	501	98	-	28	3	22	1	148	4	152	34.7	5.4
釜山	172	0	172	47	-	-	-	15	-	62	-	62	36.0	-
大邱	126	15	141	19	2	8	-	1	-	28	2	30	22.2	3.3
仁川	100	21	121	2	-	-	-	5	-	7	-	7	7	0
光州	85	-	85	27	-	2	-	6	-	35	-	35	41.2	-
大田	75	9	84	42	5	2	-	8	-	52	5	57	69.3	55.6
蔚山	47	-	47	-	-	-	-	1	-	1	-	1	2.1	-
京畿	235	83	318	86	2	12	2	5	-	103	4	107	43.8	4.8
江原	81	-	81	13	-	-	-	2	-	15	-	15	18.5	-
忠北	149	90	239	34	4	4	7	6	1	44	12	56	29.5	13.3
忠南	50	19	69	28	1	-	1	0	1	28	3	31	56	15.8
全北	96	-	96	24	-	9	-	6	-	39	-	39	40.6	-
全南	66	70	136	22	-	-	-	1	-	23	-	23	34.8	0
慶北	139	1	140	39	-	2	1	2	-	43	1	44	30.9	100
慶南	85	6	91	22	2	-	-	2	-	24	2	26	28.2	33.3
済州	37	-	37	-	-	1	-	3	-	4	-	4	10.8	-
計	1,970	388	2,358	503	16	68	14	85	3	656	33	689	33.3	8.5

- 2002年度に特殊教育対象者大学入学特別選考を実施した大学は専門大学15校と大学46校で計61校であり，これを通じて，入学した特殊教育対象者は614人である

〈表 2 - 23〉 年度別特殊教育対象者特別選考大学入学状況

(単位：校，名)

学年度	専門大学		大学		合計	
	実施大学	学生	実施大学	学生	実施大学	学生
1995	2	6	6	107	8	113
1996	2	16	16	201	18	217
1997	6	42	30	234	36	276
1998	6	57	39	298	45	355
1999	6	47	40	349	46	396
2000	9	55	48	313	57	368
2001	11	61	43	360	54	421
2002	15(1)	194(131)	46	420	61	614

※( )は韓国リハビリ福祉大学の状況として全体専門大学数と学生数に含む

- 2002年3月開校したリハビリ福祉大学に障害学生131人が入学し，一般学生と統合教育を受けている

□今後の課題

- 障害学生の移動権および学習権保障のための大学内障害者便宜施設の設置
- 障害学生の校内活動および学習活動を支援する大学内障害学生支援センターの設置・運営および専門担当人材の配置
- 障害学生の学習活動のための点字図書，電子図書および学習補助道具など多様な教材・教具の製作・普及

## 2. 統合教育充実基盤の創成

### 1) 統合教育状況

#### □関連法規

- 統合教育とは特殊教育対象者の正常な社会適応能力の発達のため、一般学校で特殊教育対象者を教育したり、特殊教育機関の在学学生を一般学校の教育課程に一時的に参加させ教育することである(特殊教育振興法第2条第6号)
- 一般学校の長は特殊教育対象者またはその保護者や特殊教育機関の長が統合教育を要求する場合には特別な理由がない限りこれに応じること(特殊教育振興法第15条第1項)
- 各級学校の長は特殊教育対象者が学校に入学しようとする場合にはその障害を理由に入学の支援を拒否したり入学選考合格者の入学を拒否するなどの不利益な処分をしてはならない(特殊教育振興法第13条第1項)

#### □状況および推進実績

- 現在特殊教育は世界的に特殊学校と特殊学級中心の分離教育から特殊教育対象者が一般学生達と共に一般学級で教育を受ける統合教育を指向している
- 2002年4月現在、統合教育を実施している学校は4,884校、幼・初・中・高等学校の20,119統合学級である
  - 特殊教育対象者が教育課程運営時間の100%を一般学級で教育を受ける統合学級の数は1,747校の2,504学級
  - 特殊教育対象者が教育課程運営時間の一部時間は特殊学級で教育を受けて残りは一般学級で教育を受ける部分統合学級の数は3,046校の17,062学級
  - 特殊学校に在学している特殊教育対象者の統合教育のために特殊学校と協力して、統合教育を実施する一般学級は91校の553学級

#### □今後の課題

- 教育課程運営時間の100%を一般学級で教育を受けている特殊教育対象者の特殊教育要求支援のための一般学校内特殊教育教師の配置
- 特殊教育対象者の統合教育を支援するセンターとしての役割遂行のための特殊学校および特殊学級の運営形態の転換
- 統合教育の効率化のための統合教育担当教師の特殊教育研修機会拡大および優待



<表 2 - 24>

統合学級設置学校数および学級数

(単位：校，学級)

市・道	統合学級A		統合学級B		統合学級C		合計	
	設置学校	設置学級	設置学校	設置学級	設置学校	設置学級	設置学校	設置学級
ソウル	1,365	1,646	425	5,075	48	213	1,838	6,934
釜山	27	70	287	1,408	1	1	315	1,479
大邱	0	0	140	185	0	0	140	185
仁川	0	7	144	1,277	0	10	144	1,294
光州	0	0	73	81	0	0	73	81
大田	0	0	36	54	2	25	38	79
蔚山	22	33	37	50	0	0	59	83
京畿	37	95	379	2,232	2	4	418	2,331
江原	20	30	193	486	0	0	213	516
忠北	51	161	165	829	3	3	219	993
忠南	48	83	257	1,189	2	15	307	1,287
全北	12	19	163	782	1	1	176	802
全南	96	130	270	936	12	237	378	1,303
慶北	0	0	230	1,231	8	29	238	1,260
慶南	14	14	228	1,159	11	14	253	1,187
済州	55	216	19	88	1	1	75	305
総計	1,747	2,504	3,046	17,062	91	553	4,884	20,119

- ※ 統合学級A: 特殊教育対象者に選ばれたが、特殊学級でない一般学級に配置されている場合の学級数  
(特殊教育対象者が教育課程運営時間の100%を参加する一般学級数)
- 統合学級B: 特殊学級学生が籍を置いている一般学級で教育課程運営時間の一部を特殊学級で参加して、残りを一般学級で参加する一般学級の数(従前特殊学級学生の本籍学級)
- 統合学級C: 特殊学校の統合教育協力学級(特殊学校と関係して、統合教育を実施する協力学級)

## 2) 統合教育試験学校指定・運営

### □関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を必要とする者が幼稚園・初等学校・中学校および高等学校とこれに準ずる各種学校で教育を受けようとする場合には別途の入学手続き・教育課程などを用意するなど統合教育の実施に必要な施策を講じる(初・中等教育法第59条)

### □状況および推進実績

- 特殊教育の世界的な傾向である統合教育の拡散および効率化を図るために2000年から毎年統合教育試験学校を運営して、年末に優秀事例発表大会を開催している
- 2002年4月現在、統合教育に必要な教育課程運営、教材・教具開発・適用などのために全国16の市・道教育庁で43校を統合教育試験学校に指定・運営している

<表 2 - 25>

市・道別統合教育試験学校

(単位：校，万ウォン)

市・道	運営学校数	協力学校数	支援予算
ソウル	1	1	1,200
釜山	2	-	1,600
大邱	6	3	15,000
仁川	1	2	1,000
光州	1	4	600
大田	2	4	1,600
蔚山	3	4	1,500
京畿	11	6	7,350
江原	4	5	2,750
忠北	2	5	1,100
忠南	3	1	1,800
全北	4	4	800
全南	1	1	500
慶北	-	-	-
慶南	1	-	140
済州	1	2	800
総計	43	42	37,740

### □今後の課題

- 統合教育の拡散のための統合教育試験学校指定運営の拡大および支援強化
- 統合教育の活性化および効率化のための統合教育試験学校運営結果の一般化を図る

### 3) 一般学校の障害学生便宜施設拡充

#### □関連法規

- 各級学校の長は特殊教育対象者の入学選考および就学等において特殊教育対象者の障害の種別および程度に適した便宜を提供すること(特殊教育振興法第13条第2項)
- 一般学校の長は統合教育の便宜のため、予算の範囲内で特殊教育に必要な教材および教具を用意する。スロープや手すり、特殊教育対象者の利用に適したトイレ・机および椅子などの便宜施設を設置する(特殊教育振興法第15条第2項)
- 障害者・老人・妊産婦などの便宜増進保障に関する法律第12条および同法施行令第4条

#### □状況および推進実績

- 3,108の特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置状況は主出入口アクセスルート/段差除去設置校795校(25.6%),スロープ/エレベータ/車いすリフト設置校886校(28.5%),階段および廊下手すり設置校897校(28.9%),障害者トイレ設置校2,155校(69.3%)である
- 136の特殊学校の障害学生便宜施設設置状況は主出入口アクセスルート/段差除去設置校115校(84.6%),スロープ/エレベータ/車いすリフト設置校95校(69.9%),階段および廊下手すり設置校108校(79.4%),障害者トイレ設置校119校(87.5%)である
- 大学障害学生便宜施設平均設置率は主出入口アクセスルート/段差除去57.97%,スロープ/エレベータ/車いすリフト59.21%,障害者出入が可能な出入口(門)1.94%,障害者トイレ3.46%である

#### □今後の課題

- 各級学校の既存建物に障害学生便宜施設設置のための年次計画の樹立・推進
- 障害学生の移動権と学習権保障のための各級学校障害学生便宜施設支援評価方案用意

<表 2 - 26> 学校課程別特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置状況

課程別	特殊学級 設置学校 数	媒介施設		内部施設				衛生施設	
		主出入口アクセ スルート/段差除去		スロープ/エレベ ータ/車椅子リフト		階段および 廊下手すり		障害者トイレ	
		設置 校数	設置率 (%)	設置 校数	設置率 (%)	設置 校数	設置率 (%)	設置 校数	設置率 (%)
幼稚園	66	19	28.8	19	28.8	19	28.8	41	62.1
初等学校	2,364	589	24.9	652	27.6	693	29.3	1,596	67.5
中学校	592	167	28.2	191	32.3	175	29.6	474	80.0
高等学校	86	20	23.2	24	27.9	10	11.6	44	51.2
総計	3,108	795	25.6	886	28.5	897	28.9	2,155	69.3

<表 2 - 27> 市・道別特殊学級設置学校障害学生便宜施設設置状況

市・道別	特殊学級設置学校数	媒介施設		内部施設				衛生施設	
		出入口アクセスルート/段差除去		スロープ/エレベータ/車椅子リフト		階段および廊下手すり		障害者トイレ	
		設置校数	設置率(%)	設置校数	設置率(%)	設置校数	設置率(%)	設置校数	設置率(%)
ソウル	426	80	18.8	61	14.3	46	10.8	237	55.6
釜山	292	30	10.3	29	9.9	39	13.3	154	52.7
大邱	140	94	67.1	13	9.3	14	10.0	100	71.4
仁川	147	63	42.9	43	29.3	16	10.9	124	84.4
光州	73	82	100.0	93	100.0	-	-	94	100.0
大田	57	26	45.6	23	40.3	15	26.3	31	54.4
蔚山	37	8	21.6	2	5.4	6	16.2	16	43.2
京畿	370	57	15.4	183	49.5	231	62.4	538	100.0
江原	193	46	23.8	58	30.1	48	24.9	139	72.0
忠北	170	59	34.7	79	46.5	87	51.2	224	100.0
忠南	257	39	15.2	97	37.7	52	20.2	99	38.5
全北	163	17	10.4	5	3.1	107	65.6	27	16.6
全南	270	144	53.3	144	53.3	141	52.2	143	53.0
慶北	238	15	6.3	36	15.1	63	26.5	94	39.5
慶南	228	27	11.8	10	4.4	29	12.7	111	48.7
済州	47	8	17.0	10	21.3	3	6.4	24	51.1
総計	3,108	795	25.6	886	28.5	897	28.9	2,155	69.3

<表 2 - 28> 市・道別特殊学校障害学生便宜施設設置状況

市・道別	学校数	媒介施設		内部施設				衛生施設	
		出入口アクセスルート/段差除去		スロープ/エレベータ/車椅子リフト		階段および廊下手すり		障害者トイレ	
		設置校数	設置率(%)	設置校数	設置率(%)	設置校数	設置率(%)	設置校数	設置率(%)
ソウル	29	26	89.7	20	69.0	20	69.0	22	75.9
釜山	10	6	60.0	5	50.0	5	50.0	5	50.0
大邱	8	8	100.0	5	62.5	7	87.5	7	87.5
仁川	6	5	83.3	3	50.0	5	83.3	6	100.0
光州	5	5	100.0	4	80.0	5	100.0	5	100.0
大田	4	2	50.0	4	100.0	4	100.0	3	75.0
蔚山	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
京畿	23	20	87.0	17	73.9	17	73.9	21	91.3
江原	5	5	100.0	3	60.0	4	80.0	5	100.0
忠北	9	9	100.0	7	77.8	9	100.0	9	100.0
忠南	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0
全北	9	9	100.0	5	55.6	9	100.0	9	100.0
全南	7	4	57.1	4	57.1	4	57.1	7	100.0
慶北	7	4	57.1	6	85.7	6	85.7	7	100.0
慶南	5	3	60.0	3	60.0	4	80.0	4	80.0
済州	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
総計	136	115	84.6	95	69.9	108	79.4	119	87.5

<表 2 - 29>

大学障害学生便宜施設設置状況

区分	基準 (%)	平均設置率 (%)								基準適合率 (%)								
		国・公立				私立				計	国・公立				私立			計
		国公立大	教育大	産業大	小計	私立大	産業大	小計	国公立大		教育大	産業大	小計	私立大	産業大	小計		
出入口アクセスルート/段差除去	100.0	65.95	35.46	83.08	61.50	57.99	50.86	54.43	57.97	65.95	35.46	83.08	61.50	57.99	50.86	54.43	57.97	
障害者の出入が可能な出入口(門)	100.0	76.03	39.27	66.70	60.67	51.95	62.96	57.46	59.07	76.03	39.27	66.70	60.67	51.95	62.96	57.46	59.07	
障害者専用駐車区域	2.00	1.82	2.00	1.91	1.91	1.94	2.00	1.97	1.94	91.00	100.0	95.50	95.50	97.00	100.0	98.50	97.00	
スロープ/エレベータ/車椅子リフト	100.0	46.36	44.43	79.80	56.86	50.38	72.74	61.56	59.21	46.36	44.43	79.80	56.86	50.38	72.74	61.56	59.21	
障害者用トイレ	10.00	2.70	2.82	3.89	3.14	4.43	3.13	3.78	3.46	27.00	28.20	38.90	31.37	44.30	31.30	37.80	34.59	

#### 4) 統合教育担当教員研修拡大

##### □関連法規

- 国および地方自治体は特殊学校教員の資質の向上のための教育と研修を定期的を実施する(特殊教育振興法第23条)
- 教育人的資源部長官および教育委員長は法第23条の規定による特殊教育担当教員の資質向上のための教育と研修を延べ1回以上実施する(特殊教育振興法施行規則第12条)

##### □状況および推進実績

- 統合教育担当教員は特殊学級の時間制特殊教育対象者の教育を担当する一般教師、一般学級に配置された特殊教育対象者を指導する一般教師および特殊学校と一般学校の統合教育を担当する一般学級の教師をいう
- 2002年3月14日、統合教育担当教員の資質向上のために特殊教育職務研修を優先して、履修するように措置する(特別補佐官81801-125)
- 2002年8月現在、16市・道教育庁の統合教育担当教員の研修実績は一般学校校長3,955人、教頭3,503人、教師20,308人など総27,766人である

<表 2 - 30> 市・道別統合教育担当教員研修実績

(2002. 7. 現在)

区分	校長	教頭	教師	総計
ソウル	219	274	2,321	2,814
釜山	64	207	1,752	2,023
大邱	140	-	707	847
仁川	80	131	647	858
光州	-	-	520	520
大田	451	183	436	1,070
蔚山	194	242	389	825
京畿	91	207	1,537	1,835
江原	71	526	816	1,413
忠北	764	786	494	2,044
忠南	792	204	3,111	4,107
全北	91	394	1,652	2,137
全南	760	49	4,433	5,242
慶北	127	85	561	773
慶南	110	210	564	884
済州	1	5	368	374
総計	3,955	3,503	20,308	27,766

##### □今後の課題

- 幼稚園および初・中等教員養成大学の全課程に特殊教育教師養成基本履修科目中4~6単位履修を必修課題で開設し、すべての教師の特殊教育に対する資質と責務性向上
- 統合教育担当教員の特殊教育資質向上および障害学生に対する理解向上のための特殊教育研修義務化

5) 統合学級担当教師昇進加算点付与

□関連法規

- 特殊教育振興法第2条第6号の規定による統合教育のための学級を直接担当した経歴に対して選択加算点付与(教育公務員昇進規定第41条4項6号)

□状況および推進実績

- 統合教育の活性化のため、2001年7月7日教育公務員昇進規定の改正を通し、統合教育のための学級を直接担当する経歴に対して選択加算点を付与できるようにした
- 2002学年度に統合学級担当教師に昇進加算点を付与している市・道教育庁は釜山、仁川、蔚山、京畿、忠南、全南、慶北、済州の8市・道で、このうち釜山、蔚山、京畿、全南、慶北の5教育庁は初等統合学級担当教師にだけ加算点を付与する

□今後の課題

- 特殊教育対象者の統合教育の拡大のための統合学級担当教師の選択加算点付与を拡大
- 統合学級担当教員に対する昇進加算点付与の逆機能を最小化し、純機能を最大化できる統合学級担当教員の選定・配置基準を強化

<表 2 - 31> 市・道別統合学級担当教師昇進加算点付与状況 (2002. 4. 現在)

市・道	付与の可否	月評正点	備考
ソウル	-	-	-
釜山	付与	0.0053	初等学校のみ付与
大邱	-	-	-
仁川	付与	0.0053	-
光州	-	-	-
大田	-	-	-
蔚山	付与	0.0053	初等学校のみ付与
京畿	付与	0.0105	初等学校のみ付与
江原	-	-	-
忠北	-	-	-
忠南	付与	0.005	協力学校教科担任(年間34時間以上)
全北	-	-	-
全南	付与	0.005	初等学校のみ付与
慶北	付与	0.0053	初等学校のみ付与
慶南	-	-	-
済州	付与	0.0105	週12時間以上特殊学校学生を統合する学級に限ること
総計	8		

### 3. 教育課程運営の効率化

#### 1) 学校教育課程編成・運営の効率化

##### □関連法規

- 特殊学校教育課程とは市・道教育課程編成・運営指針および学校教育課程を編成・運営すること(教育部告示第1998-11号)

##### □状況および推進実績

- 2002年8月現在, 16市・道教育庁は地域の実情に適切な教育課程編成・運営指針を開発・提示している
- 全国136特殊学校と3,954特殊学級は各市・道教育庁の指針により, 学校の実情, 地域の特性, 学生の実態, 保護者の意見などを考慮して, 学校教育課程と学級教育課程を編成・運営している
- 2001年9月から2002年8月まで全国16市・道で学校教育課程編成・運営のための教育課程研修2,983回76,564人を対象に実施する

<表 2 - 32>

市・道別特殊学校教育課程研修実績

(単位:回/名)

市・道	実施回数	のべ参加教員数	市・道	実施回数	のべ参加教員数
ソウル	98	5,743	江原	201	4,625
釜山	295	6,080	忠北	150	2,751
大邱	85	4,185	忠南	269	7,676
仁川	58	1,823	全北	63	2,273
光州	18	1,459	全南	730	10,762
大田	61	2,797	慶北	341	9,665
蔚山	38	839	慶南	196	4,292
京畿	309	7,947	済州	71	3,647
			計	2,983	76,564

##### □今後の課題

- 教育課程運営資料および学習資料の研究・開発を担当する特殊教育の教育課程研究専門担当部署の設置
- 特殊教育対象学生を含む, すべての学生の要求に符合する教育課程の質的運営体系の樹立



## 2) 個別化教育の強化

### □関連法規

- 各級学校の長は特殊教育対象者の能力および特性に適した個別化教育方法を講じ、特殊教育対象者の能力を最大限発揮できるようにする（特殊教育振興法第16条）
- 各級学校の長は特殊教育対象者一人一人に対する教育方法が含まれた個別化教育計画を毎学年が始まる前まで作成すること。ただし特殊教育対象者が学期中に配置された時には配置された日から30日以内に作成する（特殊教育振興法施行令第14条）
- 各級学校の長は委員長1人を含んだ5人以上10人以下の個別化教育運営委員会を設置運営する（特殊教育振興法施行規則第9条）

### □状況および推進実績

- 2002年8月現在、136特殊学校は各学生の個別の教育ニーズに適していた教育を提供するため個別化教育計画運営委員会を設置・運営している
- 2002年8月現在、特殊学校と特殊学級の特殊教育対象者はもちろん一般学級に配置された特殊教育対象者も個別化教育計画の作成・施行を通し、その教育要求に適切な個別化教育を提起している
- 2002年8月現在、特殊教育機関はボランティアメンバー、公共勤労人材など2,329人の特殊教育補助員活用を通し、特殊教育対象者の個別化教育を支援している

〈表 2 - 33〉 市・道別特殊教育補助員活用状況

(単位:名)

市・道	特殊学校	特殊学級	一般学級	計
ソウル	741	360	3	1,104
釜山	59	60	47	166
大邱	91	-	-	91
仁川	26	55	-	81
光州	129	3	2	134
大田	15	-	-	15
蔚山	-	22	6	28
京畿	55	166	63	284
江原	30	8	17	55
忠北	53	124	177	36
忠南	15	1	-	16
全北	29	1	-	30
全南	181	-	-	181
慶北	15	4	-	19
慶南	32	36	21	89
済州	-	-	-	-
総計	1,471	840	336	2,329

□今後の課題

- 特殊教育対象者の個別化教育支援強化および特殊教育担当教師の教授活動支援をする特殊教育補助員配置拡大
- 特殊教育対象者の個別化教育のための障害類型および障害程度を考慮した多様な教材・教具の開発・普及

### 3) 職業・進路および移行教育強化

#### □関連法規

- 特殊教育機関の長は特殊教育対象者の職業教育に必要な施設および設備を用意して職業教育を実施する(特殊教育振興法第20条第1項)
- 特殊教育機関の長は特殊教育対象者が進路に対する方向をたて職業を選択できるように進路教育を実施する(特殊教育振興法第22条)

#### □状況および推進実績

- 特殊学校高等学校課程の教育課程は視覚・聴覚および肢体不自由学校の場合教育課程運営時間の38%以上を、知的障害学校は48%~50%を職業教育に配分するように規定している
- 全国136特殊学校は職業指導訓練室と進路相談室を配備し、職業教育担当教師を配置し、学生達の就職と進学等の職業・進路および移行教育を実施している
- 2001学年度特殊学校高等学校課程卒業生1,970名のうち就職をした学生は499人(就職率:25.33%)であり、上級学校に進学した学生は656人(進学率:33.3%)である
- 2001年から2004年まで毎年2億4千万ウォンを投じ、中・高等学校課程の特殊学校教師を対象に職業教育の効率化を図るために職業教育研修を実施している

<表 2 - 34> 2001学年度特殊学校高等部卒業生の就職率および進学率  
(単位:名,%)

市・道	卒業生数	就職率		進学率	
		就職生数	比率	進学者数	比率
ソウル	427	67	15.69	148	34.7
釜山	172	57	33.14	62	36.0
大邱	126	33	26.19	28	22.2
仁川	100	50	50.00	7	7.0
光州	85	35	41.18	35	41.2
大田	75	20	26.67	52	69.3
蔚山	47	6	12.77	1	2.1
京畿	235	31	13.19	103	43.8
江原	81	42	51.85	15	18.5
忠北	149	56	37.58	44	29.5
忠南	50	0	0.00	28	56.0
全北	96	28	29.17	39	40.6
全南	66	18	27.27	23	34.8
慶北	139	27	19.42	43	30.9
慶南	85	26	30.59	24	28.2
済州	37	3	8.11	4	10.8
総計	1,970	499	25.33	656	33.3

※進学率は専攻科進学率を含んだ数

- 2002年現在全国16市・道教育庁別に国庫支援で職業教育研修を実施している

〈表 2 - 35〉 特殊学校職業教育担当教師研修支援計画

年度	2001	2002	2003	2004	計
学校数(校)	118	120	120	120	120
研修人数(名)	560	600	600	600	2,360
予算(百万ウォン)	240	240	240	240	960

□今後の課題

- 特殊学校(級)の職業・進路および移行教育の強化のためのモデル開発および支援の拡大
- 労働部等関連部署と特殊教育対象者の職業リハビリのための職業評価-訓練-配置の連係支援体制の構築

#### 4) 治療教育強化

##### □関連法規

- 治療教育とは障害によって発生した欠陥を補充することと同時に生活機能を回復させてくれる心理治療・言語治療・物理治療・作業治療・聴能訓練・歩行訓練および生活適応訓練などの教育活動をいう(特殊教育振興法第2条第7項)
- 特殊教育機関の長は特殊教育対象者に対する健康診断および生活機能の回復程度を判定した結果治療教育が必要な特殊教育対象者がいる場合にはこれに必要な措置を取る(特殊教育振興法第18条第2項)
- 特殊教育機関には治療教育を担当する教員をおく(特殊教育振興法第19条第1項)
- 特殊教育機関に置く治療教育担当教員は特殊学校の治療教育科目正教師・準教師または実技教師資格がある者および特殊学校の正教師または準教師資格がある者として物理治療師・作業治療師など治療教育に関連した資格を持っている者である(特殊教育振興法第16条第1項)

##### □状況および推進実績

- 特殊学校教育課程は治療教育の活動領域を言語治療、物理治療、作業治療、感覚・運動・知覚訓練、心理・行動適応訓練、歩行訓練、日常生活訓練の8領域に区分している
- 2002年8月現在、全国136特殊学校に285人の治療教育教師が配置され、特殊教育対象者の治療教育を担当している
- 現在、特殊学校および特殊学級など特殊教育機関では治療教育担当教師の他に特殊教育教師が治療教育の内容と方法を熟知し、特殊教育対象者の治療教育要求を支援している

〈表 2 - 36〉 2002年特殊学校治療教育教師状況

市・道	現員(治療教育教師数)	増員	週基準時数	週実施時数
ソウル	69	1	-	22
釜山	16	-	19~ 20	19.7
大邱	17	3	18	18
仁川	17	4	18~ 20	21
光州	11	3	-	17.8
大田	7	-	20	21
蔚山	10	-	24	24
京畿	45	-	10	15.3
江原	11	-	18	18
忠北	11	-	-	23.1
忠南	12	2	18	18
全北	12	-	17	17
全南	13	-	2	18
慶北	17	2	20	20
慶南	14	-	初4, 中2, 高1~ 2	初4, 中2, 高1~ 2
済州	3	-	18	18
計	285	15	-	-

□今後の課題

- 特殊学校教育課程が規定した選択的治療教育提供をするための治療教育教師配置の拡大
- 特殊教育対象者の治療教育要求支援のための特殊教育教師に対する治療教育研修の強化
- 一般学校の特殊学級および統合学級に配置された特殊教育対象者のための治療教育教師の配置

5) 特殊教育担当教員の専門性の伸張

(1) 特殊教育担当教員養成状況

□関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊学校教員の養成および研修の業務を遂行する(特殊教育振興法第3条)

□状況および推進実績

- 特殊教育教師は特殊教育教員養成大学を卒業する場合、資格検定試験に合格した場合および一般教師資格証明を所持して教育大学院や教育人的資源副長官が指定する大学院で特殊教育を専攻した場合に付与される
- 2002年4月現在特殊教育教師養成課程を設置した大学は幼児特殊教育養成大学6校、初等特殊教育養成大学10校、中等特殊教育養成大学10校、特殊体育教師養成大学3校、治療教育教師養成大学4校、職業教育教師養成大学4校で計23校である
- 2002年4月現在特殊教育大学院は3大学院で入学定員は260名で、特殊教育関連専攻設置教育大学院は36校である
- 現在資格検定試験を通して特殊教育教師資格証明を付与する制度は施行されていない

<表 2 - 37>

特殊教員養成大学定員状況

(単位：名)

順	学校名	学科名	養成定員				計
			幼稚園	初等	中等	小計	
1	伽耶大学	特殊教育科*	・	・	20	20	20
2	江南大学校	特殊教育学科	・	40	・	40	40
3	公州大学校	特殊教育科	20	60		80	80
4	ナザレ大学	特殊教育学部 (幼児特殊教育専攻)	35(10)	・	・	35(10)	106 (20)
		(特殊教育専攻)		35(10)		35(10)	
		リハビリ工学科 人間リハビリ学科			18 18	18 18	
5	檀国大学校	特殊教育科	・	40		40	40
6	大邱大学校	特殊教育学部 (中等特殊教育専攻)	・			25(-5)	25(-5)
		(幼児特殊教育専攻)	25				25
		(初等特殊教育専攻)	・	35		・	35
		(治療特殊教育専攻)	・	30		・	30
		職業リハビリ学科	・	12			12
		言語治療学科		12			12
		リハビリ心理学科		12			12
		リハビリ科学科		9			9
物理治療学科		12			12		
7	大仏大学校	特殊教育科	・	・		20	20
		物理治療学科				12	12
		言語治療学科				12	12

(次ページに続く)

(前ページから)

順	学校名	学科名	養成定員				計
			幼稚園	初等	中等	小計	
8	釜山大学校	特殊教育科	・	・	20	20	20
9	釜山チヨンシン大学	特殊教育科*	・	・	20	20	20
10	順天郷大学校	特殊教育科	・	30	・	30	30
11	ウソク大学校	特殊教育科 幼児特殊教育科*	・ 40	30 ・	20 ・	50 40	90
12	瀘水大学	特殊教育科 幼児特殊教育	・ 20	30	・	30 20	50
13	嶺南大学校	特殊体育教育学科**	・	・	30	30	30
14	龍仁大学	特殊体育学科	・	・	12	12	12
15	梨花女子大学校	特殊教育科	・	50		50	50
16	麟蹄大学校	特殊教育科*	・		20	20	20
17	朝鮮大学校	特殊教育科	・	30(10)	・	30(10)	30(10)
18	中部大学	幼児特殊教育科*	20		・	20	20
19	昌原大学校	特殊教育科	・		40(20)	40(20)	40(20)
20	チヨンアン大学校	特殊教育科 幼児特殊教育科	・ 40(20)	50	・	50 40(20)	90(20)
21	韓国体育大学	特殊体育学科**	・	・	30	30	30
22	カトリック大学	特殊教育科**	・	・	30	30	30
23	韓神大学校	リハビリ学専攻		・	12	12	12
総計			200	332 (185:初・中等併行)	359	1,076	1,076

※ \*(6校)は2002年度特殊教育学科を新設した大学である。

\*\* (3校)は2002年度に特殊教育学科に学科転換した大学である。

( )内の数は2002年度定員増減数(単位:名)

<表 2 - 38>

特殊教育大学院状況

(単位:名)

設置校	設立別	専攻	入学定員
公州大学校	国立	特殊教育行政, 治療特殊教育, 幼児特殊教育, 初等特殊教育, 中等特殊教育(計5専攻)	60
檀国大学校	私立	特殊幼児教育, 初等特殊教育, 中等特殊教育, 言語治療教育, 物理・作業教育, 心理治療教育(計6専攻)	100
大邱大学校	私立	視覚障害教育, 聴覚障害教育, 知的障害教育, 肢体不自由教育, 幼児特殊教育, 治療教育, 初等特殊教育(計7専攻)	100
計		3校18専攻	260



<表 2 - 39>

特殊教育関連専攻設置教育大学院状況

(単位：名)

専攻	教育大学院 設置校	入学定員
幼児特殊教育(3)	公州大, ウソク大, 釜山大	入学定員は各大学教育大学院総定員で認可されているもの
初等特殊教育(7)	公州教大, 光州教大, 大邱教大, 仁川教大, 晋州教大, 清州教大, 公州大	
特殊教育(23)	カトリック対, 公州大, ナザレ大, 釜山大, 昌原大, 江南大, 大邱大, 大仏大, 大津大, 世宗大, 順天郷大, 嶺南大, 龍仁大, ウソク大, 梨花女子大, 麟蹄大, 朝鮮大, ハンセ大, 韓国教員大, 亜洲大, 全州大, ピョンテク大, チョンアン大	
職業特殊教育(1)	カトリック大	
特殊体育(1)	韓国体育大	
特殊教育相談(1)	イナ大	
計	36校(重複専攻除外32校)	

□今後の課題

- 特殊教育教師養成の質的向上のため大学に特殊教育教師養成標準教育課程の導入
- 一般教師を対象に特殊教育教師資格証明を付与する教育大学院特殊教育専攻課程の教育課程改編および専攻教授の確保
- 特殊教育細部領域別専攻教師の確保のための特殊教育養成課程の多元化モデルの開発

## (2) 特殊教育担当教員現職研修状況

### □関連法規

- 教育公務員はその職責を遂行するために普段から研究と修養に努力する(教育公務員法第38条第1項)
- 国および地方自治体は教育公務員の研修とそれに必要な施設および奨励に関する計画を立て、その実施に努力する(教育公務員法第38条第2項)
- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊学校教員の養成および研修の業務を遂行する(特殊教育振興法第3条)
- 国および地方自治体は特殊学校教員の資質向上のための教育および研修を定期的実施する(特殊教育振興法第23条)

### □状況および推進実績

- 特殊教育教員の資質向上および専門性向上のための現職研修は、国立特殊教育院と市・道教育庁および大学附属教員研修院等で実施している
- 国立特殊教育院は特殊教育教師資格研修、職務研修および特別研修などを担当し、市・道教育庁および大学附属教員研修院は資格研修と職務研修を担当している
- 2002年度国立特殊教育院の特殊教育教員研修は職務研修(60時間以上-遠隔研修含む)11課程、職務研修(16時間以上)4課程、資格研修2課程、特別研修1課程、両親研修2課程など総20課程であり、研修人数は2,297人が計画され、8月現在1,057人の特殊学校(級)教員に対して研修を実施した
- 国立特殊教育院では1997年から特殊教育教員の外国特殊教育機関の現場体験機会提供を通し、我が国特殊教育現場の教育活動を改善して教師の専門性を向上するために国外研修を実施している
- 国立特殊教育院では我が国の地位を向上して、海外同胞障害児の学習権を保障するために海外同胞の特殊教育を担当する教員を対象に特別研修を実施している

〈表 2 - 40〉 2002年国立特殊教育院特殊教育担当教員研修状況および実績

(単位：名)

種別	研修対象	研修人数
職務研修(60時間)	特殊学校(級)一般学校教師、教頭、奨学官	631
職務研修(16時間)	初・中等特殊学級設置校教頭・校長、特殊学校(級)教師、特殊教育担当専門職、特殊学校(級)庶務責任者、職業担当教師	312
資格研修	特殊学校(級)初・中等資格所持者	88
国外研修	特殊学校(級)教師、本院教授要員	18
海外同胞招請研修	海外同胞(中国)特殊教育担当者	8
計		1,057

※研修人数は8月現在までの2002年度研修実績

### □今後の課題

- 特殊教育教員の専門性向上および資質向上のための研修機会拡大と研修周期の短縮

- 特殊教育教員研修課程の質の向上および参加を強化するための研修課程の改善および多様化
- 特殊教育担当教師の均衡的な資格研修機会提供のための特殊教育希少科目担当教師の資格研修課程の開設

## 4. 特殊教育研究強化および情報化体制構築

### 1) 特殊教育研究

#### □関連法規

- 特殊教育の内容および方法の研究・改善，特殊教育に必要な教材・教具の研究・開発および普及，特殊教育支援体制の研究・改善などを国および地方自治体の任務と規定して，それに必要な経費を優先的に支給するように規定(特殊教育振興法第3条)

#### □状況および推進実績

- 1994年5月16日，特殊教育専門研究機関として京畿道安山市に国立特殊教育院を開院した
- 国立特殊教育院では特殊教育実態調査，特殊教育基礎研究，特殊教育学習資料開発などの研究活動を遂行している
- 国立特殊教育院は2001年特殊教育実態調査，特殊教育基礎研究，特殊教育学習資料開発などに4億2千8百万ウォンを投じて10課題を遂行した
  - 障害学生の教育権および学習権を保障するのに必要な合理的で効率的な特殊教育政策および支援対策の樹立のための基礎資料を確保するために特殊教育実態調査課題として「特殊教育要求児童出現率調査研究」を遂行して報告書1,200部を配付した
  - 急変する教育環境と学生の多様な要求に能動的・効率的に対処できる特殊教育支援および発展方案の摸索のため特殊教育政策研究4課題，特殊教育教育課程研究1課題を遂行して報告書7,350部を配付した
  - 特殊学校(級)教育課程運営の正常化と特殊教育の質の向上を図るために診断・評価道具1種，教科教育指導資料2種，治療教育指導資料1種など総4種5,005部の資料とウェブ・プログラム1種を発刊・製作し，特殊学校(級)に配付した

<表 2 - 41>

2001年度国立特殊教育院研究事業実績

(単位:種, 部, 百万ウォン)

区分	課題数	報告書開発部数	予算
実態調査	1	1,200	200
基礎研究	5	7,350	48
学習資料開発	4	5,005	180
計	10	13,555	428

- 国立特殊教育院は2002年8月現在特殊教育実態調査3課題，特殊教育基礎研究1課題，特殊教育学習資料開発5課題などの研究事業を推進している
  - 特殊教育実態調査課題:特殊教育機関運営実態調査研究，在宅障害児童支援体制構築方案研究，障害学生学業達成度に関する研究
  - 特殊教育基礎研究課題:特殊教育補助員制運営方案研究
  - 特殊教育学習資料開発課題:障害学生移行課程支援資料開発研究(2/2年目)，適応技術評価道具開発研究(1/2年目)，障害学生の統合のための協力教授プログラム

開発研究:初等数学科を中心とした知的障害学生科学と指導資料開発研究(3/3年  
目), 聴覚障害学校国語科教育プログラム開発基礎研究

<表 2 - 42> 2002年度国立特殊教育院研究事業計画  
(単位:種, 部, 百万ウォン)

区分	課題数	報告書開発部数	予算
実態調査	3	6,400	232
基礎研究	1	700	11
学習資料開発	5	7,000	158
計	9	14,100	401

- 国立特殊教育院は2002年に研究事業の他に特殊教育学術および広報事業として特殊教育セミナー開催(2回, 578人), 特殊教育ワークショップ開催(2回, 357人), 特殊教育情報誌・広報紙および論文集発刊(5種28,640部), 国際交流協力などの事業を推進し, 現場教員および専門家の参加を通じた研究の質の向上のための事業を遂行している

<表 2 - 43> 2002年度特殊教育学術会開催推進実績  
(単位:回, 名)

区分	開催回数	出席人数
セミナー	2	578
ワークショップ	2	357

## 2) 特殊教育情報化体制構築

### □関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育教員の研修，特殊教育に必要な教材・教具の研究・開発および普及，特殊教育支援体制の研究・改善などの業務を遂行する(特殊教育振興法第3条)
- 国と地方自治体は障害者福祉施策を障害者および保護者に積極的に広報すべきであり，障害理解のための施策を講じる(障害者福祉法第9条)
- 国および地方自治体は障害者が便利に情報通信サービスを利用するのに必要な施策を講じる(情報格差解消に関する法律第7条)

### □状況および推進実績

- 1997年，教育部・労働部・保健福祉部が共同作成した「障害者福祉発展5ヶ年計画」により特殊教育の情報化および障害者教育・福祉・雇用情報の提供のため，国立特殊教育院に「障害者教育福祉情報センター」を設置・運営
- 国立特殊教育院の「障害者教育福祉情報センター」は遠隔特殊教育放送システムの設置・運営およびインターネット運営を通し，障害者教育福祉情報を提供している
- 2002年8月現在遠隔特殊教育放送システムは本局である国立特殊教育院の他に8支局(ソウル浄人学校，大邱南洋学校，仁川仁恵学校，光州選鋳学校，京畿聖恩学校，慶北驚喜学校，慶南天光学校，済州英知学校)を設置して，遠隔特殊教育放送を実施している
- 障害者教育福祉情報センターは2002年8月現在まで1,203人の教員と保護者等を対象に遠隔特殊教育研修と相談を実施しており，インターネットを通じて障害学生・教員・両親・一般人等を対象に各種特殊教育情報と福祉および雇用関連情報を提供している

〈表 2 - 44〉 2002年度障害者教育福祉情報センター遠隔特殊教育放送実績

(2002. 8. 現在)

区分	課程数	時間数	対象	人数(名)		期間
				計画	実績	
職務研修	2	124	幼・初・中等一般教師	349	173	2002. 4. ~ 11.
保護者研修	2	20	保護者および関係者	400	291	2002. 3. ~ 11.
内部研修	5	56	本・支局教師および職員	1,250	739	2002. 1. ~ 12.
総計	9	200	-	1,999	1,203	-

〈表 2 - 45〉 2002年度障害者教育福祉情報センターインターネット運営実績  
(2002. 8. 現在)

区分	対象	搭載内容	搭載量	照会数
インターネット (www. kise. go. kr)	障害学生 教員 保護者 特殊教育関係者 一般	-特殊教育院紹介 -特殊教育資料 -障害関連総合情報 -障害関連の便りなど	777件	650, 768回

□今後の課題

- 特殊教育情報化支援体制とサイバー特殊教育体制の構築および特殊教育対象者の情報格差解消のための国立特殊教育院の「障害者教育福祉情報センター」拡大改編
- 特殊教育情報化のための特殊教育対象者の要求と特性に適した学習補助道具および支援工学機器の開発・普及
- 特殊教育の質の向上のための特殊教育マルチメディア資料と電子図書開発，データベース(Data Base)構築，ICT(Information Communication Technology)活用教育の強化

## 5. 特殊教育支援体制強化

### 1) 特殊教育条件改善推進状況

#### □関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊教育機関の設置・運営および特殊教育のための施設・設備の拡充・整備の業務を遂行する(特殊教育振興法第3条)
- 国および地方自治体は私立の特殊教育機関に対し運営費・施設費・実験実習費およびその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲の中で補助する(特殊教育振興法第6条)

#### □状況および推進実績

- 2001年10月、統合教育充実基盤創成のための特殊教育条件改善推進計画を樹立して全国16市・道教育庁に通知して、2001年11月、16市・道教育庁別に自らの特殊教育条件改善推進計画を樹立・推進している
  - 特殊学校の障害者便宜施設設置など施設・設備改善と障害学生用教材・教具購入支援
  - 特殊学級教室の改善および教室内洗面台設置など施設・設備改善を支援して教材・教具拡充は市・道別に別途計画樹立推進推奨
- 2001年10月特殊学級および私立特殊学校の教育環境を改善するために全国16の市・道教育庁に特別交付金119億ウォン交付
  - 特殊学級1学級当たり5百万ウォンずつ1,920学級96億ウォン支援
  - 私立特殊学校1校当たり5千万ウォンずつ46校23億ウォン支援
- 2002年5月特殊教育環境改善事業費2年目の方9,985百万ウォンを2001年度に支援しなかった特殊学校と特殊学級に支援
  - 特殊学級1学級当たり5百万ウォンずつ1,147学級5,735百万ウォン支援
  - 公・私立特殊学校1校当たり5千万ウォンずつ85校4,250百万ウォン支援



<表 2 - 46>

特殊教育条件改善事業費支援実績

(単位:百万ウォン)

市・道	2001年度		2002年度		合計
	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	
ソウル	450	1,790	850	1,055	4,145
釜山	150	905	350	550	1,955
大邱	150	450	250	275	1,125
仁川	100	510	200	330	1,140
光州	100	190	150	125	565
大田	50	205	150	120	525
蔚山	50	105	50	85	290
京畿	450	1,240	600	760	3,050
江原	50	480	200	285	1,015
忠北	150	430	300	245	1,125
忠南	50	680	200	415	1,345
全北	150	410	300	240	1,100
全南	150	765	200	395	1,510
慶北	150	695	200	415	1,460
慶南	50	635	200	370	1,255
済州	50	115	50	70	285
計	2,300	9,600	4,250	5,735	21,885

□今後の課題

- 特殊教育対象者の移動権保障のための特殊学校および特殊学級設置学校の便宜施設・設備拡充
- 特殊教育対象者の学習権保障および教育の質の向上のための特殊学校および特殊学級の教材・教具拡充

## 2) 特殊教育支援センター設置・運営状況

### □関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため、生活機能の回復の治療教育対策の工夫、特殊教育対象者の進学指導、特殊教育の内容および方法の研究・改善、特殊教育対象者に対する職業教育対策の工夫、特殊教育支援体制の研究・改善などの業務を遂行する(特殊教育振興法第3条第1項)

### □状況および推進実績

- 2001年から治療教育、職業教育などの支援を希望通り受けられていない特殊学級および統合学級の特殊教育対象者支援のため特殊教育支援センター設置・運営
- 特殊教育支援センターは地域教育庁に設置することを原則にするが、特殊学校や特殊学級にも設置することも許可し、地域教育庁特殊教育担当奨学官、巡回教育担当教師、特殊学校診断・評価専門教師および相談教師を配置することを推奨
- 2001年26カ所の特殊教育支援センターの試験設置・運営以後、2002年64がさらに設置されて、2002年7月現在、90の特殊教育支援センターが設置運営されている

<表 2 - 47>

特殊教育支援センター設置状況

(単位:百万ウォン)

市・道	地域教育庁数	設置数			2002年度 運営予算
		2001年	2002年	合計	
ソウル	11	5	1	6	75,249
釜山	6	1	4	5	11,500
大邱	4	1	3	4	20,854
仁川	4	6	1	7	7,500
光州	2	1	1	2	5,750
大田	2	1	1	2	11,847
蔚山	2	1	1	2	5,294
京畿	24	1	2	3	88,500
江原	17	1	2	3	6,000
忠北	11	1	2	3	9,840
忠南	15	1	3	4	4,000
全北	14	1	0	1	1,500
全南	22	2	27	29	64,320
慶北	23	1	6	7	18,800
慶南	20	1	10	11	5,665
済州	3	1	0	1	79,685
計	180	26	64	90	416,301

□今後の課題

- 特殊教育対象者の配置形態別の適切な支援の拡大のための特殊教育支援センターの設置基盤確立
- 特殊教育対象者の診断・評価および選定・配置，教授-学習活動を支援する人材の配置基盤確立および人材配置
- 地域社会中心の特殊教育支援体制構築のための特殊教育支援センター設置拡大(2004年まで180ヶ所)
- 特殊教育対象者の学習権保障および特殊教育支援センター運営の活性化のための特殊教育支援センター運営モデル開発および運営予算確保

### 3) 特殊教育財政支援拡大

#### □関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育振興業務遂行に必要な経費を予算の範囲の中で優先的に支給すること(特殊教育振興法第3条第2項)
- 国は特殊教育振興業務遂行に必要な予算措置が不足だと認められる地方自治体に対し予算拡充など必要な措置をするように勧告できる(特殊教育振興法第3条第3項)
- 国および地方自治体は私立の特殊教育機関に対しその運営費・施設費・実験実習費・職業指導費および教員の給料, その他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する(特殊教育振興法第6条)

#### □状況および推進実績

- 2002年度特殊教育費は4,430億7,300万ウォンで, 2001年度に比べ377億ウォン増加した金額であり, 教育人的資源部全体予算の2.0%を占める
- 教育人的資源部予算対応特殊教育費は'95年1.8%, '96年1.5%, '97年1.6%, '98年1.9%, '99年1.8%, 2000年1.8%, 2001年2.0%, 2002年2.0%に増加している

〈表 2 - 48〉 年度別教育人的資源部予算あたりの特殊教育費  
(単位:千ウォン)

年度	教育人的資源部予算	特殊教育費	比率(%)
1995	12,495,810,267	224,006,328	1.8
1996	15,565,216,500	238,102,827	1.5
1997	18,287,608,665	298,596,440	1.6
1998	18,127,837,527	337,070,063	1.9
1999	17,456,265,000	315,782,768	1.8
2000	19,172,027,020	340,225,173	1.8
2001	20,049,279,000	406,310,075	2.0
2002	22,278,358,000	443,073,183	2.0

- 2002年度特殊教育対象者1人当たり特殊教育費は813万4千ウォンで, 2001年度に比べて, 21万8千ウォン増額された金額である

〈表 2 - 49〉 年度別特殊教育対象者1人あたりの特殊教育費  
(単位:千ウォン)

年度	教育人的資源部予算	特殊教育費	受益学生数	1人当たり特殊教育費
1995	12,495,810,267	224,006,328	53,117	4,217
1996	15,565,216,500	238,102,827	47,947	4,965
1997	18,287,608,665	298,596,440	48,089	6,209
1998	18,127,837,527	337,070,063	48,518	6,947
1999	17,456,265,000	315,782,768	50,269	6,282
2000	19,172,027,020	340,225,173	54,732	6,216
2001	20,018,779,000	406,310,075	51,330	7,916
2002	22,278,358,000	443,073,183	54,470	8,134

- 私立特殊学校は委託教育機関で教員人件費と学校運営費などの大部分を国や地方費で補助している
- 2002年度私立特殊学校支援金額は1,648億ウォンで2001年度に比べて、365億ウォン増額されている

<表 2 - 50> 年度別私立特殊学校に対する財政支援状況

(単位:千ウォン)

年度	国庫	地方費	合計
1995	2,184,000	62,162,551	64,346,551
1996	1,850,000	68,171,256	70,021,256
1997	1,991,088	93,094,216	95,085,304
1998	2,157,500	98,337,880	100,495,380
1999	1,368,000	98,974,212	100,342,212
2000	1,368,000	113,982,365	115,350,365
2001	230,000	128,113,809	128,343,809
2002	205,000	164,609,437	164,814,437

□今後の課題

- 特殊教育対象者の教育権および学習権保障のためにその出現率2.71%以上の特殊教育費確保
- 全国16市・道教育庁別に均衡的な特殊教育発展および安定した財政確保のための特殊教育費国庫支援率制度
- 特殊教育投資実績評価制などを通し、地方自治体の特殊教育に対する対応投資の拡大誘導

#### 4) 特殊学校施設・設備

##### □関連法規

- 特殊学校校地の基準面積は12学級までは4,000㎡で、13学級～24学級までは超過する1学級当たり300㎡、24学級を超過する場合超過する1学級当たり200㎡を追加する(特殊学校施設・設備基準令第2条)
- 特殊学校は職業指導訓練にともなう動物飼育および植物栽培のため必要な場合には実習地をおく(特殊学校施設・設備基準令第3条)
- 特殊学校は普通教室、特別教室、視聴覚教室、図書室、相談室、職業指導・訓練室、治療教育室、管理用各室、保健衛生および便宜施設、遊戯室などをおく(特殊学校施設・設備基準令第4条)
- 特殊教育機関は特殊教育対象者の通学便宜のため、寄宿舎または通学用バスを運行しなくてはならない。施設的环境は学習と生活に支障がない照度・温度および防音が維持されるように設置する(特殊学校施設・設備基準令第5条～6条)

##### □状況および推進実績

- 全国136の特殊学校の総校地面積は計1,506,350㎡で1校あたりの平均面積が11,076㎡である
- 設立別に国立特殊学校の総校地面積は90,535㎡で1校あたり平均18,107㎡、公立特殊学校の総校地面積は588,592㎡で1校あたり平均13,377㎡、私立特殊学校の総校地面積は827,223㎡で1校あたり平均9,508㎡である
- 全国136特殊学校の校地面積は敷地面積が全体の67%である1,009,945㎡で、その残り33%である496,405㎡が運動場面積である

<表 2 - 51>

特殊学校校地状況

区分	(単位:m <sup>2</sup> )			
	計	国立	公立	私立
敷地	1,009,945	67,322	360,822	581,801
運動場	496,405	23,213	227,770	245,422
合計	1,506,350	90,535	588,592	827,223

※原典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2002), 教育統計年譜

- 全国136特殊学校教師面積は総662,376㎡で1校あたり平均教師面積は4,870㎡である
- 設立別校地面積は国立特殊学校の場合総校地面積が54,487㎡で1校あたり平均面積が10,897㎡で、公立特殊学校の場合総287,662㎡で1校あたり平均面積が6,538㎡であり、私立特殊学校の場合総320,227㎡で1校あたり平均面積が3,681㎡である
- 全国136の特殊学校の校舎用途別面積は教授学習空間261,278㎡、管理/支援空間49,778㎡、体育/集会空間34,453㎡、保健衛生空間35,407㎡、給食施設29,116㎡、寄宿舎社宅空間31,519㎡、その他29,400㎡、共有面積191,415㎡である

<表 2 - 52>

特殊学校用途別面積状況

(単位:m2)

区分		国立	公立	私立	計
教授学習空間		15,547	114,433	131,298	261,278
管理/支援空間		4,198	20,585	25,005	49,788
体育/集会空間		5,847	14,971	13,635	34,453
保健衛生空間		2,696	16,195	16,516	35,407
給食施設	厨房	590	4,070	3,799	8,459
	食堂	1,825	10,080	8,752	20,657
	計	2,415	14,150	12,551	29,116
寄宿舎・舎宅空間		7,618	11,617	12,284	31,519
その他		1,506	9,586	18,308	29,400
共有面積		14,660	86,125	90,630	191,415
総計		54,487	287,662	320,227	662,376

※原典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2002), 教育統計年譜

- 全国136特殊学校暖房施設状況は個別暖房面積が216,498㎡で,セントラルヒーティングが303,218㎡であり,非暖房面積が136,172㎡である
- 全国136特殊学校冷房面積状況は92,293㎡で暖房施設に比べて,冷房施設面積が不足している

<表 2 - 53>

特殊学校冷暖房面積状況

(単位:m2)

区分		国立	公立	私立	計
個別暖房	ガス	9,686	25,822	26,721	62,229
	油類	2,184	38,249	60,593	101,026
	炭類	-	-	228	226
	一般電気	13	4,883	4,948	9,794
	深夜電気	-	8,197	35,026	43,223
	計	11,883	77,151	127,516	216,498
非暖房		459	47,124	88,589	136,172
セントラルヒーティング		42,145	157,180	103,893	303,218
冷房		13,016	48,994	30,283	92,293

※原典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2002), 教育統計年譜

- 全国136特殊学校のエネルギー使用状況は電気使用量が12,868,515KWで,水の使用量は785,955トンである

<表 2 - 54> 特殊学校エネルギー使用状況

区分		国立	公立	私立	計
電気	一般電気(KW)	1,421,102	4,053,563	5,331,685	10,806,350
	深夜電気(KW)	-	435,920	1,626,245	2,062,165
その他	ガス(m <sup>3</sup> )	531,609	324,682	262,376	1,118,667
	油類(m <sup>3</sup> )	8,985	62,195	113,590	184,770
	炭類(トン)	-	-	-	-
	集団エネルギー(m <sup>3</sup> )	-	10,070	70,717	80,787
水	上水道(トン)	88,325	203,663	248,999	540,987
	地下水(トン)	-	61,838	183,130	244,968

※出典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2002).教育統計年譜

- 全国136特殊学校の主要教具・設備の保有状況は、直観機器、録音機、歩行訓練台などは基準数より多く保有しているが、聴能訓練機、手指訓練台、超音波治療機、超短波治療機などは基準数より少なく保有している

<表 2 - 55> 特殊学校主要教具状況

区分	国立		公立		私立		合計	
	基準数	保有数	基準数	保有数	基準数	保有数	基準数	保有数
直観機器	12	12	82	39	198	271	212	322
聴能訓練機	31	29	33	65	156	71	220	165
録音機	103	103	584	812	675	772	1,362	1,687
手指訓練台	-	-	28	20	43	38	71	58
歩行訓練台	3	1	42	46	42	58	87	105
超音波治療機	3	3	22	16	40	41	65	60
超短波治療機	8	8	15	9	30	29	53	46

※出典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2002).教育統計年譜

□今後の課題

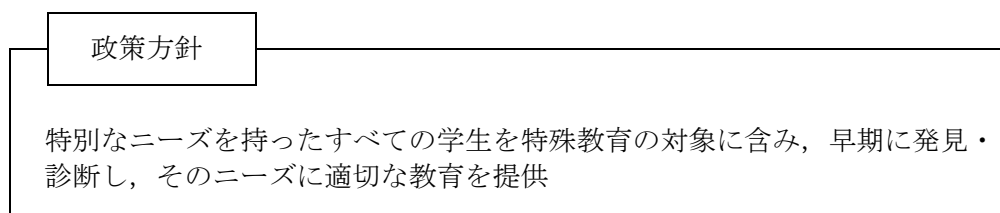
- 特殊教育対象者の教育権保障と特殊学校教育の質の向上のための特殊学校老朽施設の改善および便宜設備の拡充
- 特殊教育対象者の学習権保障のための主要教具の拡充と特殊教育対象者の障害の補完のための学習補助道具および教材・教具の開発・普及



### Ⅲ. 今後の特殊教育推進計画

#### 1. 統合教育環境での学校教育機会保障

##### 1) 学生の要求に適した特殊教育診断体系確立



##### (1) 必要性

- 特殊教育はこれまで障害学生の教育と見られてきたが，現在は障害学生の他に多様な理由により学校で付加的な支援を必要とする学生の教育に変化してきている
- 特殊教育振興法は特殊教育の対象を視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・情緒障害(自閉症を含む)・言語障害・その他教育部令が定める障害に限定している
- 障害の早期発見と診断は障害の軽減や矯正と2次障害の予防のためにその重要性が強調されているが，十分に形成されないでいる
- 特殊教育対象学生の選別と診断道具の不足および診断体系が十分に確立されておらず，主観的に特殊教育対象学生を診断する事例がある

##### (2) 推進計画

###### □特殊教育対象障害カテゴリ拡張

- 心身の損傷および不能の概念に限定されている障害の概念を機能的・社会的制限を含む概念に拡大し，健康障害などを特殊教育対象障害カテゴリと規定し，すべての特殊教育対象学生の教育権を保障
  - 2003年: 関連法令改正

###### □障害発見および診断体系確立

- 障害発見・選別・診断・配置手続き確立を通し，すべての特殊教育対象学生の発見・診断および選定・配置の効率化を図る

## 障害発見および診断体系

### 障害幼児発見および診断手続き

- 発見:出生時と3才時に発達異常を診断する体制を構築
- 出生:未熟児・低体重・先天性異常児などに対する出生に(母子保健法第8条第4項)特殊教育支援センター通知
- 3才:3才児を対象に障害選別検事実施
- 選別:特殊教育支援センター診断・配置チーム(特殊教育教師,小児科医師,両親等)で選別検査結果により診断検査対象選定
- 診断:特殊教育支援センター診断・配置チームが診断検査を通し,幼児の発達遅滞の有無および特殊教育支援の有無決定
- 配置:特殊教育支援センター診断・配置チームの教育機関指定・配置および特殊教育支援領域・支援内容および支援指数決定の支援

### 特殊教育対象学生発見と診断配置手続き

- 発見:初等学校3学年の基礎学力診断評価を基礎に特殊教育対象学生を発見
- 選別:初等学校3学年を対象に特殊教育対象学生選別のための学校生活適応検査を実施
- 診断:学校生活適応検査結果選別された学生を対象に特殊教育支援センター診断・配置チームが特殊教育ニーズ診断検査を実施
- 配置:特殊教育支援センター診断・配置チームが両親と協議し,教育機関配置および特殊教育支援領域・支援内容・支援指数決定支援

- 1003～2004年:障害発見および診断モデル開発研究
- 2005年:障害発見および診断モデル試験適用
- 16市・道教育庁別1地域試験適用
- 2006～2007年:障害発見および診断モデル適用拡大

### □特殊教育対象学生診断器具開発

- 特殊教育ニーズの診断器具開発を通し,特殊教育対象学生選定・配置の効率化を図り適合性を向上
  - 2003年:学校生活適応検査開発
  - 2004年:学業達成度検査開発
  - 2005～2007年:障害カテゴリ別診断器具開発

## 2) 地域別・学校課程別均衡的学校教育機会拡大

### 政策方針

住居環境や学校課程に関係なくすべての特殊教育対象学生に学校教育の機会を均等に提供して教育を受ける権利を保障

### (1) 必要性

- 憲法第31条第1項に「すべての国民は能力により均等に教育を受ける権利を持つ」と規定。特殊教育対象学生も自身のニーズに適切な教育を受ける権利を持つ
- 2001年「特殊教育ニーズ児童出現率調査」の結果6～11才初等学校学齢学生の中で特殊教育対象学生の数は110,639人と推定されるが、その6.54%は家庭・施設・病院などで巡回教育等のその他の支援を受けていることが明らかになっている
- 2002年現在、特殊教育機関で教育を受けている特殊教育対象学生は幼稚園1,809人、初等学校32,006人、中学校11,356人、高等学校9,299人である

### (2) 推進計画

#### □特殊教育実態調査

- 特殊教育対象学生の教育ニーズ、特殊教育機関の運営実態および特殊教育の適切性などを周期的に調査・分析して、すべての特殊教育対象学生の教育権を保障
  - 2003年: 関連法令改正
  - 2004～2007年: 特殊教育実態調査
    - ・ 特殊教育対象学生職業教育、統合教育実態、特殊教育機関運営実態、特殊教育対象学生出現率実態など

#### □在宅障害学生学校教育支援

- 家庭・病院・福祉施設などにある就学猶予障害学生や巡回教育対象学生の学校教育提供のための支援を通し、すべての特殊教育対象学生の教育権を保障
  - 2003～2007年: 在宅特殊教育対象学生学校教育支援
  - 特殊学校増設、派遣学級設置および巡回教育拡大
  - 通学費支援およびコンパニオン配置
  - 治療教育および医療支援拡大

#### □幼児特殊教育支援拡大

- 幼児特殊教育機関設立および教育費支援拡大などを通し、特殊教育ニーズ幼児の教育権を保障
  - 幼稚園課程だけ運営する特殊学校および特殊学校幼稚部を増設
  - 初等学校併設幼稚園および国・公・私立単設幼稚園特殊学級を設置拡大
  - 障害幼児の治療教育・通学便宜などに対する支援を拡大

□特殊学級増設

- 幼・初・中・高等学校特殊学級の増設を通し，特殊教育の関連性保障および特殊教育対象学生の教育権を保障
  - 2003～2007年：特殊学級750学級増設

□特殊学校増設

- 特殊学校がない地域に特殊学校を設立し，家庭・病院・福祉施設などにいる就学猶予障害学生や巡回教育対象学生の学校教育を提供
  - 2003～2007年：特殊学校11校増設

<表 3 - 1>

年度別特殊学校増設計画

(単位：校，百万ウォン)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	計
学校数	3	2	2	2	2	11
所要予算	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	110,000

□特殊学校(級)学級当たり学生定員の縮小

- 特殊学校と特殊学級の学級当たりの学生数の縮小を通し，特殊学校(級)の教授-学習の効率化を図り，特殊教育対象学生の学習権を保障
  - 2003年：関連法令改正

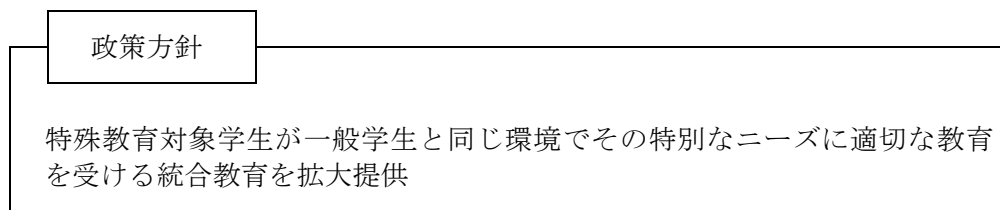
<表 3 - 2>

特殊学校(級)学級あたりの平均学生数

(単位：名)

学校課程	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校
2002 現在	6	8	10	12
2007 目標	4	6	7	8

### 3) 特殊教育対象学生統合教育提供の拡大



#### (1) 必要性

- 現在, 世界的な特殊教育の傾向は特殊学校や特殊学級の様な分離した教育機関での教育より, 一般学校内の一般学級に配置して教育する統合教育を指向している
- 2002年4月現在, 136校の特殊学校および3, 108の幼・初・中・高等学校に3, 953の特殊学級が設置・運営されている
- 2001年「特殊教育ニーズ児童出現率調査」結果, 6~11才特殊教育対象学生の61%以上が一般学級に在学している
- 特殊学校および特殊学級の運営形態を転換し, 一般学級に特殊教育教師を配置し, 統合教育の体制を構築する

#### (2) 推進計画

##### □各級学校施設・設備整備

- すべての幼・初・中・高等学校に障害者便宜施設・設備の設置を通し, 特殊教育対象学生の物理的アクセス権を保障
  - 新設学校の場合の障害者便宜施設設置を義務化
  - 特殊学級設置学校のうち障害者便宜施設未設学校を支援

##### □教科書障害関連内容の拡大

- 初・中・高等学校教科書に障害関連内容を拡大し, 一般学生の障害学生に対する理解を向上
  - 2003年から教科書の障害関連内容の持続的拡大

##### □障害体験活動実施の拡大

- 幼・初・中・高校生を対象に学期別1回以上の障害理解教育, 障害者施設奉仕活動などを通し, 特殊教育対象学生に対する理解を向上
  - 2003~2007年:障害体験活動実施拡大および障害理解教育プログラム開発の普及

##### □特殊学校(級)運営形態の転換

- 特殊学校および特殊学級を一般学校および一般学級に在学する特殊教育対象学生を支援する機関で機能を転換して, 統合教育の活性化を図る
  - 2003年:特殊学校および特殊学級運営形態転換モデル研究

- 2004～2005年:特殊学校および特殊学級運営形態転換モデル試験を適用
  - ・市・道教育庁別特殊学校および特殊学級設置校1校ずつ16試験学校を運営
- 2006～2007年:特殊学校および特殊学級運営形態転換モデルを適用拡大

□特殊教育教師一般学校配置の拡大

- すべての幼・初・中・高等学校に専門性を具備した特殊教育教師を1人以上ずつ配置して，特殊教育対象学生の統合教育効率化を図る
  - 2003年:関連法令改正
  - 2004～2007年:特殊教育教師一般学校配置を拡大

<表 3 - 3>

各級学校状況

(2002. 4. 1現在)

区分	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校		合計
				一般系	実業系	
学校数	8,343	5,384	2,809	1,254	741	18,531
特殊学級 設置学校数	77	3,043	688	145		3,953

#### 4) 特殊教育対象学生の高等教育と成人教育の強化

##### 政策方針

障害学生が学校卒業後、急変する知識情報化社会に適切に対処していくのに必要な、多様な成人教育プログラムを通じた生涯教育を保障

##### (1) 必要性

- 20世紀後半の情報技術の急激な発達には知識と人的資源の重要性を強調する構造で社会構造を変え、初・中等教育の他に高等教育や成人教育等の継続教育を必要としている
- 特殊教育対象者大学入学特別選考の実施で障害学生の高等教育機会は拡大されているが、大学の施設・設備および学生支援不足などで重度脱落や休学する学生が増えている
- 知識情報社会は障害者をより一層激しい情報格差および知識格差を経験せざるをえない立場に置かれていて、継続教育が要求されるか、現在障害成人教育体制が希望通りに構築されていない

##### (2) 推進計画

###### □大学障害者便宜施設の設置拡大

- すべての大学の障害者便宜施設設置程度を大学財政支援総合評価の主要項目で選定し、すべての特殊教育対象学生の物理的アクセス権を保障
  - 新築建造物の障害者便宜施設の設置義務化
  - 既建造物のうち障害者便宜施設未設建造物の設置支援

###### □大学障害学生支援センターの設置・運営

- 障害大学生の学習活動および生活便宜を支援する障害学生支援センターの設置・運営を通し、障害学生の高等教育機会拡大および教育の質の向上

##### 大学障害学生支援センター

###### 構成

- 特殊教育専門家および障害学生補助員配置

###### 機能

- 障害学生大学入試管理(特殊教育対象者特別選考含む)
- 障害者便宜施設設置および管理
- 障害学生学習活動支援:点訳および音声評価道具提供、試験場所配慮、代筆者・手話通訳者配置など
- 障害学生大学生活支援:障害学生補助員管理、移動支援など
- 障害学生相談および就職斡旋

- 2003～2004年:大学障害学生支援センター運営モデルの開発
- 2005～2006年:大学障害学生支援センター運営モデルの試験適用
- 2007年:大学障害学生支援センター運営モデルの適用拡大

□大学障害学生支援施設の運営支援

- 大学点字図書館など障害学生支援施設の施設費運営費などに対する支援を通し，障害学生点字図書，電子図書などの開発・普及拡大および学習の効率化を図る
- 2003～2007年:大学障害学生支援施設施設費および運営費の支援

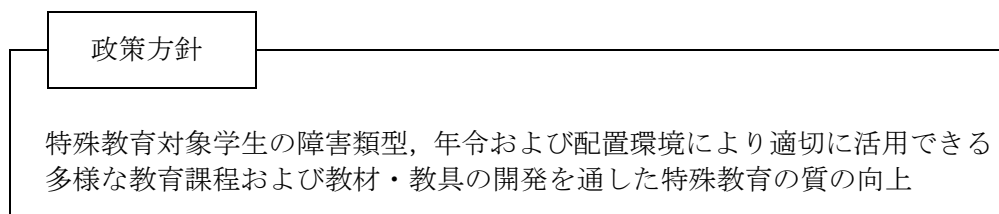
□大学障害学生支援施設の運営支援

- 大学の生涯教育院などに発達障害成人の要求に適切な独立生活，余暇生活，趣味生活プログラム等の設置支援を通じた発達障害成人教育機会の拡大提供
- 2003～2007年:障害性である教育プログラムの運営支援



## 2. 教育方法の多様化および改善を通じた特殊教育の質の向上

### 1) 特殊教育教育課程および教材・教具開発の拡大



#### (1) 必要性

- 特殊教育は一般教育課程では表せない教育目標，教育内容および教育方法による教育である
- 特殊教育は特別な教育目標，教育内容，教育方法などを通し，可能なかぎり一般教育課程に接近させようとする目標をおいている
- 特殊教育対象学生は教育課程の目標を達成するため，教育課程の修正，学習段階の変更，教具・教材の改作など特別な教授方法を必要とする
- 特殊教育対象学生は障害類型別程度別および教育環境別にその特性およびニーズを反映する多様な教材・教具の開発を必要とする

#### (2) 推進実績

##### □特殊教育教育課程研究専門担当部署の設置

- 特殊教育対象学生の障害類型・障害程度および教育環境に適切な教育課程，教育課程運営資料および学習資料の研究・開発を担当する組織の設置を通し，特殊教育の質を向上
  - 2003:国立特殊教育院に「教育課程研究課」を新設
  - 2003～2007年:特殊教育教育課程，教育課程運営資料および教材・教具研究・開発を支援

##### □学校教育課程運営形態の改善

- 特殊教育対象学生を含むすべての学生のニーズに合った質的教育課程運営体系の確立を通じた教育の質の向上
  - 2003～2004年:特殊教育対象学生のための学校教育課程運営モデルの開発
  - 2005～2006年:特殊教育対象学生のための学校教育課程運営モデルの試験適用
  - 2007年:特殊教育対象学生のための学校教育課程運営モデルの適用拡大

##### □大学特殊教育研究所の支援

- 特殊教育教員養成大学優秀特殊教育研究所の支援を通じた特殊教育発展総合計画推進課題研究および特殊教育資料の開発拡大
  - 2003～2007年:優秀特殊教育研究所当たり2億ウォン支援(3段階6年)

□特殊教育教材・教具の開発拡大

- 視覚障害学生点字教科書，弱視学生拡大教科書など特殊教育対象学生の障害類型，障害程度および教育環境に適した教材・教具の開発・普及を通じた特殊教育の質の向上

**弱視学生拡大教科書の開発・普及**

普及対象

- 特殊学校および一般学校の弱視学生

普及計画

- 2002年初等学校教科書から2007年高等学校教科書まで開発・普及

- 2003～2007年：特殊教育教材・教具の開発支援

## 2) 特殊教育対象学生の職業および移行教育の強化

### 政策方針

特殊教育対象学生の教育-職業訓練-就職関係体制構築を通じた職業・移行教育強化および特殊教育の質の向上

### (1) 必要性

- 学校教育の課程は学生の社会生活を準備する期間で特殊教育対象学生は学校から社会生活に必要な知識と技術に対する教育を提供される
- 社会生活準備の中心になる活動は職業および移行教育で特殊教育対象学生は早くからこれに対する適切なサービスを受けてこそ社会生活に適応できる
- 2001学年度特殊学校高等部卒業生1,970名のうち就業者499名,進学者656人で残り815人は適切な進路を開発できなくて卒業した状況である

### (2) 推進実績

#### □特殊教育対象学生移行課程の支援拡大

- 特殊教育対象学生の特性,ニーズおよび選好に適した個別化移行計画の樹立適用を通じた教育の質および教育成果の向上
  - 2003年:国立特殊教育院に「移行教育研究課」の新設
  - 2004~2005年:特殊教育対象学生個別化移行計画モデルの開発研究
  - 2006年:特殊教育対象学生個別化移行計画モデルの試験適用
    - ・16市・道教育庁各1校を選定・運営
  - 2007年:特殊教育対象学生診断および配置モデルの適用全国拡大

#### □特殊教育対象学生職業リハビリ支援体制の確立

- 関係部署共同の特殊教育対象学生職業評価,職業教育,就業斡旋,就業指導体制確立を通して職業教育の効率化を図り特殊教育の質を向上
  - 2004~2005年:特殊教育対象学生職業リハビリ支援体制構築方案研究
  - 2006年:特殊教育対象学生職業リハビリ支援体制の試験適用
  - 2007年:特殊教育対象学生職業リハビリ支援体制の適用拡大

特殊教育対象学生職業リハビリ支援体制			
段階	支援時期	支援内容	担当機関
職業評価 依頼	中学校 2学年	- 学校生活および日常生活関連資料提供	教育人的資源部 (特殊学校および学級)
↓			
職業評価 実施	中学校 2学年	- 職業適性評価 - 職業能力評価 - 職業態度評価	労働部 (障害者雇用促進公団)
↓			
職業教育	中学校 2学年 ～ 高等学校 卒業学年	- 個別化移行計画作成・適用	教育人的資源部(特殊学校・学級)
		- 障害学生適性職域開発	労働部(障害者雇用促進公団)
		- 職業教育プログラム開発	教育人的資源部(国立特殊教育院)
		- 障害学生現場実習支援	保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
移行能力 評価	高等学校 卒業学年	- 障害学生社会進出有無と支援程度決定	教育人的資源部(特殊学校及び学級) 保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
就業斡旋	高等学校 卒業学年	- 就職斡旋・配置	保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
就労指導	高等学校 卒業以後	- 職場適応支援	保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)

□職業教育担当教員の専門性強化

- 職業教育担当教師直前研修および現職研修の強化による特殊教育対象学生の職業教育の効率化と質の向上
  - 2003～2004年:特殊教育教師職業教育研修実施
  - 2003～2007年:職業教育専攻教師配置拡大

### 3) 特殊教育情報資料の提供拡大

#### 政策方針

最先端マルチメディア資料等を活用した各種教授-学習機器および支援工学機器の開発を通じた特殊教育対象学生の情報格差解消および教育の質の向上

#### (1) 必要性

- 知識基盤の情報化社会で情報格差の解消は重要な課題で、障害学生は知識情報の主要脆弱階層の一つである
- 特殊教育の情報化および特殊教育対象学生の情報格差解消を担当する組織が実在しない
- 特殊教育対象学生は障害による情報格差の解消のために多様な情報機器の普及を要求するが、特殊学校および特殊学級に情報機器の普及率が一般学級より低い実情である
- 特殊教育対象学生は障害を代替委・拡大する多様な学習補助機器・支援工学機器 (assistive technology devices) およびソフトウェア (software) を必要とするが、十分な開発・普及がなされていない

#### (2) 推進計画

##### □特殊教育情報化支援体制の構築

- 国立特殊教育院の「障害者教育福祉情報センター」を「情報支援課」に拡大改編し、特殊教育情報化支援体制およびサイバー特殊教育体制を構築し、特殊教育対象学生の情報格差解消支援および特殊教育の質を向上

## 障害者教育福祉情報センター

### 設置根拠

- 教育人的資源部・保健福祉部・労働部の障害者福祉発展5ヶ年計画(1997.12)

### 設置目的

- 開かれた特殊教育および生涯学習支援体制構築
- 設置状況:1本局と8支局
- 本局:国立特殊教育院
- 支局:ソウル浄人学校, 大邱南洋学校, 仁川仁恵学校, 光州選鉦学校, 京畿聖恩学校, 慶南天光学校, 慶北驚喜学校, 済州英知学校

### 運営内容

- 障害者教育・福祉・雇用情報提供
- 遠隔特殊教育研修
- サイバー特殊教育提供
- 遠隔特殊教育放送運営

- 2003年:国立特殊教育院に「情報支援課」を新設
- 2004～2007年:サイバー特殊教育体制を構築運営

## □学習補助器具および支援工学機器の開発・普及

- 特殊教育対象学生のニーズと特性に適した学習補助器具および支援工学機器(assistive technology devices)の開発・普及を通じた特殊教育の情報化を図る
  - 2003年:視覚障害学生点字情報端末機普及支援
  - 2004～2007年:特殊教育学習補助器具および支援工学機器(assistive technology devices)の開発普及支援

## □特殊教育情報資料開発提供

- 特殊教育マルチメディア資料および電子図書開発, データベース構築, ICT(Information Communication Technology)活用教育を通じた特殊教育の情報格差解消および教育の質の向上
- 2003～2007年:特殊教育情報資料開発普及およびICT活用教育支援

#### 4) 特殊教育関連サービス提供拡大

##### 政策方針

特殊教育対象学生のニーズに適した治療教育, 就学便宜, 給食等に対する支援拡大を通じた特殊教育の質の向上

##### (1) 必要性

- 特殊教育対象学生は心身の障害によって直接的な教育サービスの他, 治療教育, 進学便宜などの関連サービスを必要とする
- 現行特殊学校教育課程は治療教育の活動を個別学生のニーズにより選択的に提供するように規定しているが, 特殊学校にだけに治療教育教師が配置されている
- 現在特殊学校に治療教育教師たちが配置されているが, 教師1人が担当する学生が多く, 全領域を担当し, 領域別専門教育が十分形成されないでいる
- 現行特殊教育振興法は就学便宜など特殊教育対象学生の障害程度により適切な関連サービスの提供を規定しているが, 支援が不足しているのが実情である

##### (2) 推進計画

###### □治療教育教師配置の拡大

- 一般学校の特殊教育対象学生のための治療教育教師配置および特殊学校治療教育教師配置基準の改正を通じ, 選択的治療教育提供拡大および教育の質の向上
  - 2003年: 関連法令改正
  - 2004~2007年: 治療教育教師の一般学校配置拡大

###### □特殊教育支援人材配置の拡大

- 特殊教育補助員, 生活指導員, 点訳者, 通学補助員など特殊教育支援人材配置基準の改正を通じ, 特殊教育対象学生の学習および生活便宜を向上

##### 特殊教育補助員

志願: ボランティアメンバー, 公共勤労人材, 公益勤務要員, 有給雇用員等  
役割: 特殊教育対象学生の学習活動と校内適応活動支援および特殊教育対象学生担当教師の教授活動支援等  
訓練: 60時間以上の特殊教育補助活動に対する研修実施  
配置: 統合学級, 特殊学校, 特殊学級

- 2003年: 関連法令改正
- 2004~2007年: 特殊教育支援人材配置の拡大

□特殊教育対象学生給食費支援の拡大

- 特殊教育対象学生の給食費を無償教育範囲に含み、特殊学校以外特殊学級および一般学級に配置された特殊教育対象学生の給食費支援により、教育福祉を増進
  - 2003年:関連法令改正
  - 2004～2007年:特殊教育対象学生給食費支援の拡大

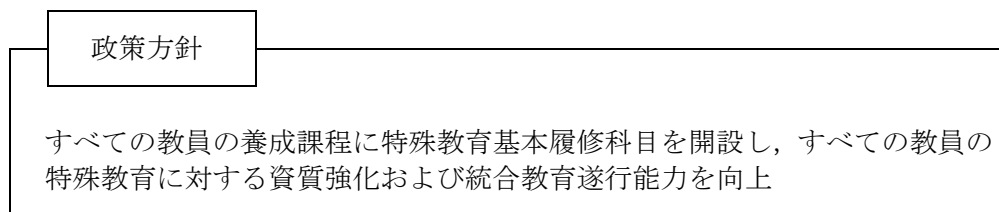
□特殊教育対象学生進学便宜の支援拡大

- 特殊教育対象学生の進学支援方法の改善、支援内容の拡大を通し、すべての特殊教育対象学生の学校アクセス権保障および特殊教育の質の向上
  - 2003～2007年:特殊教育対象学生進学便の支援の拡大



### 3. 教員の特殊教育責務性および専門性向上

#### 1) 教員の特殊教育責務性の確立



#### (1) 必要性

- 特殊教育は個人尊重の哲学を实践した学生の特別なニーズを尊重する教育で、現在の一般教育と特殊教育に二分化されている両極端的分離体制の克服が必要である
- 特殊教育が一般学級中心の統合教育で発展している傾向に合わせ、すべての教師の養成課程で特殊教育対象学生に対する理解向上および教授能力の伸張が必要とされる
- 教員養成大学の教育課程に特殊教育の理解向上のための科目が開設されておらず、教師が教育現場で特殊教育対象学生を指導する場合困難を経験している
- 2002年現在設置・運営されている36特殊教育専攻課程設置教育大学院も特殊教育専攻教授を十分確保していないなど教員の専門性向上の問題を表している

#### (2) 推進計画

##### □特殊教育基本科目履修制運営

- 幼稚園および初・中等教員養成大学および現職研修の教育課程に特殊教育概論の履修を必修科目で開設し、特殊教育に対する責務性と資質を向上
  - 2003年: 関連法令改正
  - 2004～2007年: 特殊教育基本科目履修制実施

##### □教育大学院特殊教育専攻科正運営改善

- 一般教師を対象に特殊教育教師資格証明を付与する教育大学院および特殊教育大学院教育課程の運営改善を通し、特殊教育教師の質を向上
  - 2003年: 教育大学院特殊教育専攻科正運営改善法案研究
  - 2004～2007年: 教育大学院特殊教育専攻科正運営改善法案適用

##### □統合教育遂行能力評価制施行

- 幼・初・中・高等学校統合学級を担当する教師を対象に統合教育遂行能力評価を通し、特殊教育対象学生の学習権を保障
  - 2003年: 統合教育遂行能力評価指針の開発
  - 2004～2005年: 統合教育遂行能力評価の試験実施
  - 2006年: 統合教育遂行能力評価の実施拡大

##### □教育庁および学校評価時特殊教育評点の拡大

- 特殊教育対象学生に対する適したプログラムの提供を教育庁および単位学校評価

の項目に含み、評点を拡大し、特殊教育の責務性を確立

- 2003年:教育庁および学校評価基準改正
- 2004～2007年:改正教育庁および学校評価基準適用

## 2) 教員の特殊教育研修機会の拡大

### 政策方針

すべての幼・初・中・高等学校教師を対象に特殊教育最低研修制度を通し、  
特殊教育対象学生に対する理解向上および統合教育教授能力を伸張

### (1) 必要性

- 特殊教育対象学生の統合教育の活性化のため、一般教師の特殊教育対象学生に対する理解向上および専門性向上のための特殊教育研修必要性が増大している
- 一般教師の統合教育教授能力伸張など一般教師の特殊教育に対する専門性を伸張してこそ統合教育を効率的に推進できる
- 特殊教育現職研修機関が国立特殊教育院など一部機関に限定されていて、研修担当人材と予算の制限で一般教師の特殊教育研修ニーズを十分に充足させられないでいる

### (2) 推進計画

#### □特殊教育必須研修制度運営

- 幼・初・中・高等学校すべての教師に10年間最低1回以上の特殊教育職務研修を実施し、特殊教育対象学生に対する理解および責務性を向上
  - 2003年:関連法令改正
  - 2004～2007年:特殊教育必須研修制度運営

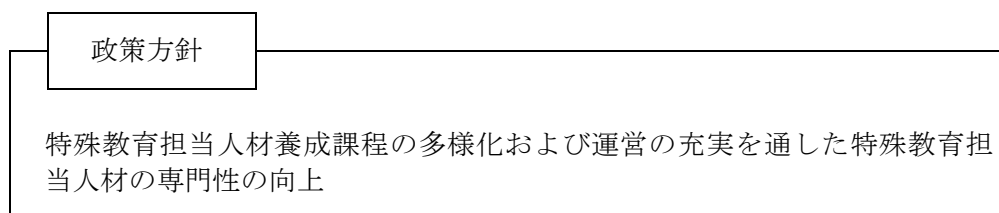
#### □特殊教育研修機関の拡大

- 特殊教育必須研修制度の施行のため、大学等に特殊教育研修機能を付与し、国立特殊教育院を遠隔研修機関に指定し、特殊教育研修機会を拡大
  - 2003年:関連法令改正
  - 2004～2007年:特殊教育遠隔研修実施

#### □特殊教育教員国外体験研修実施

- 特殊教育教員対象の国外体験研修実施を通じ、最新の特殊教育理論の習得支援および現場特殊教育の質を向上
  - 2003～2007年:特殊教育教員国外体験研修実施

### 3) 特殊教育担当人材の専門性向上



#### (1) 必要性

- 特殊教育は教科活動, 治療教育活動および教育工学など多様な専門領域の専門家を専門的支援を要求する教育である
- 特殊教育は多様な専門担当者が互いに協力して, 特殊教育対象学生を支援してこそ効果的・効率的に目標を達成できる
- 現在特殊教育は特殊教育教師, 治療教育教師などの人材が支援を分担しているが, その中で特殊教育教師免許状を所持しない教師の比率が特殊学校11.6%, 特殊学級21.9%と現れている

#### (2) 推進計画

##### □特殊教育教員養成モデルの多様化

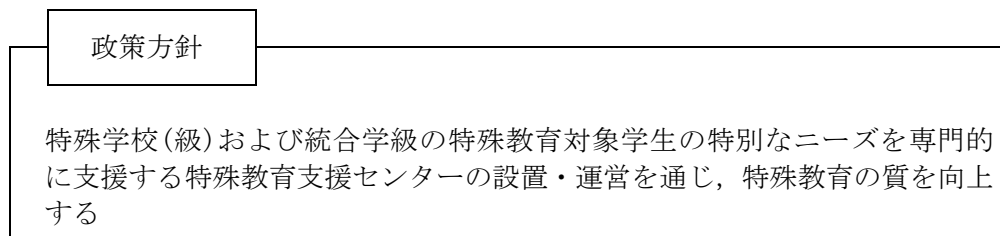
- 特殊教育養成大学, 大学院など養成課程の多様化を通じた特殊教育教員の専門性伸張および特殊教育の質の向上
  - 2005年: 特殊教育教員養成モデルの多様化方案研究
  - 2006~2007年: 特殊教育教員養成モデルの多様化方案の適用

##### □特殊教育教員現場実習の強化

- 特殊教育教員養成大学の現場研究および教育実習強化のための研究学校指定・運営を通じ, 特殊教育教員の質の向上および専門性を強化
  - 2003~2006年: 特殊教育教員養成大学現場研究および教育実習研究学校指定・運営

## 4. 特殊教育伝達および支援体制の再構築

### 1) 特殊教育支援センター設置拡大および運営活性化



#### (1) 必要性

- 特殊教育対象学生の統合教育保障のため、2001年から特殊教育支援センターを設置・運営しているが、運営が活発化されていない
- 一般学校の特殊学級と一般学級で教育を受けている特殊教育対象学生の治療教育・職業教育などに対する支援が不足しており、教育庁単位の支援拡大が必要である
- 特殊教育対象学生の選定・配置、特殊学校および特殊学級学習活動支援、統合教育支援などのために教育庁単位の特殊教育支援センターの設置・運営を拡大する

#### (2) 推進計画

##### □特殊教育支援センター設置拡大および運営の活性化

- 2001年から設置・運営している特殊教育支援センター設置拡大および運営の活性化を通じ、特殊教育対象学生の教育権と学習権支援の効率化を図る
  - 2004年まで180の全地域教育庁に特殊教育支援センターの設置を完了し、運営支援を拡大
  - 特殊教育支援センター年次別設置計画

年度	2001	2002	2003	2004	合計
設置数	26	48	48	58	180

## 特殊教育支援センターの構成と機能

### 構成

- 診断・配置チーム:小児精神科医師, 特殊教育教師, 特殊教育ニーズのある学生と保護者, 治療教育教師, リハビリ医学専攻医師, 弁護士, 一般学校校長・教頭等
- 特殊教育支援チーム:特殊教育教師, 治療教育教師(物理治療・作業治療・言語治療・歩行訓練・聴能訓練など), 職業教育教師等
- 移行教育支援チーム:特殊教育教師, 職業教育教師, 障害者雇用機関代表, 障害者職業リハビリ機関代表, 障害者福祉機関代表, 障害学生保護者代表, 特殊学校(級)校長等

### 機能

- 特殊教育対象学生発見情報管理
  - 特殊教育ニーズのある幼児関連情報収集管理
  - 満3才幼児発達診断結果情報管理
  - 初等学校3学年学校生活適応検査結果情報管理
- 特殊教育対象学生診断・評価
  - 3才幼児発達診断検査および診断検査実施
  - 初等学校3学年学校生活適応検査および診断検査実施
  - 中等特殊教育対象学生移行能力評価支援
- 特殊教育対象学生選定・配置
  - 特殊教育対象学生の診断・評価結果分析
  - 特殊教育対象学生の学校配置, 支援サービスの内容と範囲決定
- 特殊教育活動支援
  - 地域社会障害者および特殊教育対象学生家族相談
  - 一般学級・特殊学級および特殊学校特殊教育対象学生の教授戦略および方法支援
  - 特殊教育対象学生放課後教育活動支援
  - 在宅特殊教育対象学生巡回教育指導および治療教育サービス提供
  - 特殊教育の質の向上のための支援工学機器および学習補助器具貸与
  - 特殊教育補助員訓練

## 2) 特殊教育政策課設置および特殊教育専門担当者の補強

### 政策方針

中央政府、市・道および地域教育庁に特殊教育専門担当組織を拡大し専門担当人材の配置拡大を通じ、特殊教育の民主化・分権化・自律化を保障

#### (1) 必要性

- 現代社会の開放化・情報化・多様化は経済活動などに規制緩和の動きがあるが、環境・技術・労働などの分野では規制強化の動きを表している
- 教育も地方と単位学校自治の活性化を通じ、自律的で特性ある教育を具現化しなければならないが、特殊教育は脆弱階層を対象とする教育で中央政府の支援強化が必要
- 分権化された国々も大部分中央政府に特殊教育支援組織をおいているが、わが国の中央政府の特殊教育専門担当組織は独立した課として構成されていない
- 地方化時代に地域の中心となる地域教育庁の特殊教育支援組織が拡大しなければならないが、特殊教育業務担当奨学官は他の業務と兼務で配置されている

#### (2) 推進計画

##### □教育人的資源部特殊教育政策課設置

- 教育人的資源部に特殊教育政策課を独立課として設置して、中央政府特殊教育政策樹立・調整・施行の効率化と特殊教育支援の拡大
  - 教育人的資源部の企画管理室に[特殊教育政策課]を設置し、専門担当人材増員する
  - 特殊教育政策課は特殊教育対象学生の普通教育の他に高等教育と職業教育および生涯教育に関する政策の樹立・調整・施行を担当
  - 現行特殊教育保健課の保健業務は別途の担当課を設置し、学生健康増進、学校環境衛生改善および学校給食管理業務などを担当する

## 特殊教育政策課主要業務

幼・初・中・高等学校課程の特殊教育対象学生に対する支援業務に限定されている現行の特殊教育保健課の特殊教育関連業務を拡大し、特殊教育対象学生の高等教育と成人教育など障害者生涯教育関連業務を企画・調整・執行する

- 現行特殊教育保健課特殊教育関連業務
  - 特殊教育振興に関する基本政策の樹立
  - 特殊学校および特殊学級の運営指導
  - 特殊教育機関の施設・設備拡充支援
  - 特殊学校の職業教育および治療教育に関する事項
  - 特殊教育機関の設立および運営支援
  - 国立特殊教育院の運営支援
  
- 特殊教育科追加特殊教育関連業務
  - 特殊教育対象学生職業・移行教育、治療教育のための部署間協力調整
  - 特殊教育対象学生大学入学選考および就学能力考査支援
  - 特殊教育対象学生大学入学特別選考制度運営支援
  - 大学障害者便宜施設設置支援
  - 大学特殊教育対象学生支援センター運営指導
  - 成人特殊教育運営支援
  - 韓国リハビリ福祉大学運営支援

- 2003年:関連法令改正および組織改編

### □市・道教育庁特殊教育専門担当人材増員

- 市・道教育庁に初等特殊教育担当奨学官と中等特殊教育担当奨学官の配置を通じ、特殊教育現場支援拡大および特殊教育支援行政の効率化を図る

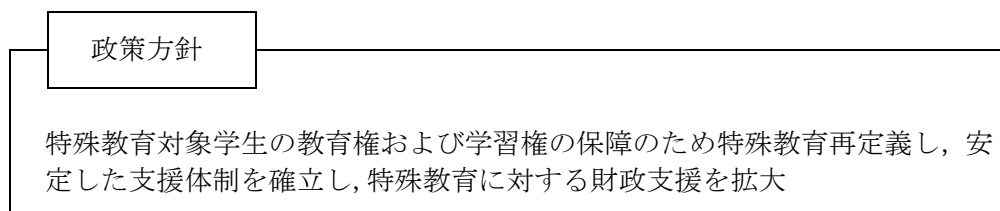
- 2003年:関連法令改正

### □地域教育庁特殊教育専門担当人材確保

- 市・道・区教育庁に特殊教育担当奨学官定員を別途に規定・配置し、特殊教育現場支援拡大および特殊教育支援行政の効率化を図る

- 2003年:関連法令改正

### 3) 特殊教育財政支援体制確立



#### (1) 必要性

- 特殊教育に対する投資はマイナリティーで社会的弱者である特殊教育対象学生の権利保護と福祉増進のためのものである
- 特殊教育の投資効果は大きく，外国の場合特殊教育に対する投資を国の教育福祉水準を計る尺度として年々拡大している
- 2001年度現在，わが国の教育人的資源部予算対応特殊教育費は2.0%に過ぎない。4,063億ウォンでその出現率2.71%にも届かない比率である
- 地方自治の拡大でこれまで国庫で支援した特殊教育費の大部分が地方費で投資されており，地方自治体別に激しい不均衡を表している

#### (2) 推進計画

##### □特殊教育費拡大

- 教育人的資源部予算に対する特殊教育費を特殊教育対象学生出現率の比率以上に拡大して，支援を拡大
  - 2001年現在2.0%水準で2007年に3.0%以上確保

##### □特殊教育費国庫支援比率制実施

- 特殊教育費の50%以上を国庫で支援し，それ以外を地方費で対応投資するように規定し，特殊教育に対する支援の地域間不均衡現象を克服

##### □特殊教育投資実績評価制実施

- 特殊教育投資程度を市・道教育庁評価の主要項目に設定し，評点を上方修正し，投資実績優秀市・道に国庫支援を拡大
  - 2003年：教育庁評価基準改正

##### □特殊教育費部署間共同負担制実施

- 特殊教育対象学生の治療教育費・職業教育費・支援工学機構支援費などを労働部・保健福祉部などの関連部署と共同分担し，特殊教育費支援を拡大
  - 2003年：特殊教育費部署間共同負担方案研究



#### 4) 国立特殊教育院職制拡大改編および移転

##### 政策方針

国立特殊教育院の職制を拡大改編し、庁舎を移転し、特殊教育専門研究機関としての地位を向上する

##### (1) 必要性

- 国立特殊教育院は1960年代初期から特殊教育対象学生の家族が学生の教育権と学習権保障およびその生活の質の向上のために設立を要求し、1994年設立された機関である
- 国立特殊教育院は現在総務課・企画研究課・研修課の3課に教育専門職20人のみが配置されている
- 国立特殊教育院は組織および人材の不足のため特殊教育現場が要求する資料開発、教員研修、情報資料提供拡大などのニーズを充足させられないでいる
- 国立特殊教育院は敷地面積4,280㎡(1,295坪)に建築面積が4,992㎡(1,510坪)に過ぎなくて、利用者および障害者団体から施設が狭いといった指摘を受けていること
- 国立特殊教育院は国立特殊学校である韓国先進学校の敷地内に設立されて、機能拡大のための施設拡張が不可能な状況にある

##### (2) 推進計画

###### □国立特殊教育院の機能拡大

- 現行国立特殊教育院の機能に時代の変化により要求される新しい機能を追加し、機能を拡大する

##### 国立特殊教育院の機能

###### 現行機能

- 特殊教育基礎研究
- 学習資料開発
- 特殊教育担当教員研修

###### 追加機能

- 障害者人的資源開発政策研究
- 特殊教育教育課程研究・開発
- 特殊教育情報資料提供
- 障害学生職業・移行教育方法および資料研究・開発

- 2003年:関連法令改正

□国立特殊教育院職制拡大

- 現行国立特殊教育院の職制を拡大改編し、時代の変化により追加的に要求される機能遂行の効率化を図る

国立特殊教育院の職制	
現行	- 3課:総務課・企画研究課・研修課
改編(案)	- 6課:総務課・政策開発課・教育課程研究課・研修課・情報支援課・移行教育研究課

- 2003年:関連法令改正

□国立特殊教育院新築移転

- 国立特殊教育院の効率的な機能遂行のため十分な敷地に未来指向的な規模の庁舎を新築移転し、国の特殊教育に対する支援拡大および支援効果の極大化を図る
- 2003～2005年:国立特殊教育院新築移転

## 特殊教育年次報告書

---

---

発行日	2002年9月1日
発行所	教育人的資源部特殊教育保健課
住所	ソウル特別市鍾路区世宗路77-6
	郵便番号 110-760
	電話 02) 720-4978
	Fax 02) 736-3402

---

---